

# 春日部市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月

春日部市

## □■目次■□

序	はじめに	1
序-1	目的	1
序-2	対象範囲	2
第1章	公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1-1	公共施設等の現状	3
1-2	老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	6
1-3	総人口や年代別人口についての今後の見通し	10
1-4	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	19
第2章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
2-1	現状や課題に関する基本認識	22
2-2	公共施設マネジメントの基本的な考え方	24
2-3	計画期間	26
2-4	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	27
2-5	公共施設等の管理に関する方針	29
2-6	フォローアップの実施方針	33
第3章	施設類型ごとの管理に関する方針	34
3-1	施設類型ごとの管理に関する考え方	34
3-2	建築物系施設	35
3-3	インフラ系施設	38

## 序 はじめに

### 序－1 目的

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子・高齢化の進行などによる社会構造や市民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新、長寿命化という大きな変革時期が到来しようとしています。

本市では、昭和40年代から50年代にかけて急激な人口増加や都市化に伴う行政需要の増大に応じて、小中学校、市立病院、庁舎、市営住宅などの建築物系施設や道路、橋りょう、上水道などのインフラ系施設を集中的に建設し、市民の生活基盤、地域コミュニティの拠点などとして大きな役割を果たしてきました。

しかし、これら大量に建設された公共施設等は、老朽化の進行や更新時期の集中、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化、東日本大震災などを教訓とした大規模災害等への対応、低炭素社会や循環型社会への転換などにより、取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応が迫られています。

今後、本市の公共施設等の改修や更新については、将来のまちづくりと財政シミュレーションに基づき、適切な時期に適切な方法で進めていく必要があります。

まちづくりの面では、都市の郊外化が中心市街地の空洞化を招き、持続可能な自治体運営を目指すうえで大きな課題となっており、例えばコンパクトシティの推進や公共施設等の有効活用、適正配置などによる公共施設等の再構築・再編成が必要となっています。

一方、財政面では、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増大に伴う財政の逼迫が懸念されます。そのため、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想され、公共施設等の維持管理にあたっては、その方針を大きく転換させる必要があります。

このような状況の中、平成26年4月、総務省は全国1,718ある地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を発出しました。

これによりすべての地方公共団体は、建築物系施設、道路や橋りょうなどのインフラ系施設などすべての公共施設等を対象として、10年以上の長期の視点を持ち、財政見通しとLCC（ライフサイクルコスト）に配慮した総合管理計画を平成28年度までに策定することを要請されています。

この「春日部市公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

## 序-2 対象範囲

本市が保有する公共施設のうち、建築物系施設、インフラ系施設を対象とします。

建築物系施設については、市民文化系施設、コミュニティ系施設、スポーツ系施設、学校系施設、その他教育系施設、保健福祉系施設、医療系施設、商工業・交通施設、行政系施設、住宅系施設、環境施設、一部事務組合施設の12類型に、屋外施設としての大規模公園、屋外スポーツ施設、交通施設の3類型を加えた15類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ系施設については、道路・橋りょう、河川、上水道施設、下水道施設、公園の5類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

なお、公園の取り扱いについては、建築物系施設とインフラ系施設のそれぞれで対象としています。その違いは、建築物と同じように市民のニーズや利用状況等を踏まえて、総量の適正化を検討していくことも必要のある公園と、道路などと同じように予防保全的な維持管理方法を検討していく必要のある公園の2種類に分けています。

総量の適正化を検討していくことも必要のある公園としては、広域的な役割を担う大規模公園（総合公園、地区公園）があり、その他に屋外スポーツ施設、交通施設を建築物系施設に分類しています。

予防保全的な維持管理方法を検討していく必要のある公園としては、地域の居住者にとって憩いやふれあいの場である近隣公園などの身近な公園をインフラ系施設に分類しています。

また、道路・橋りょう、河川、上水道・下水道の管理施設・付帯施設もインフラ系施設に分類します。

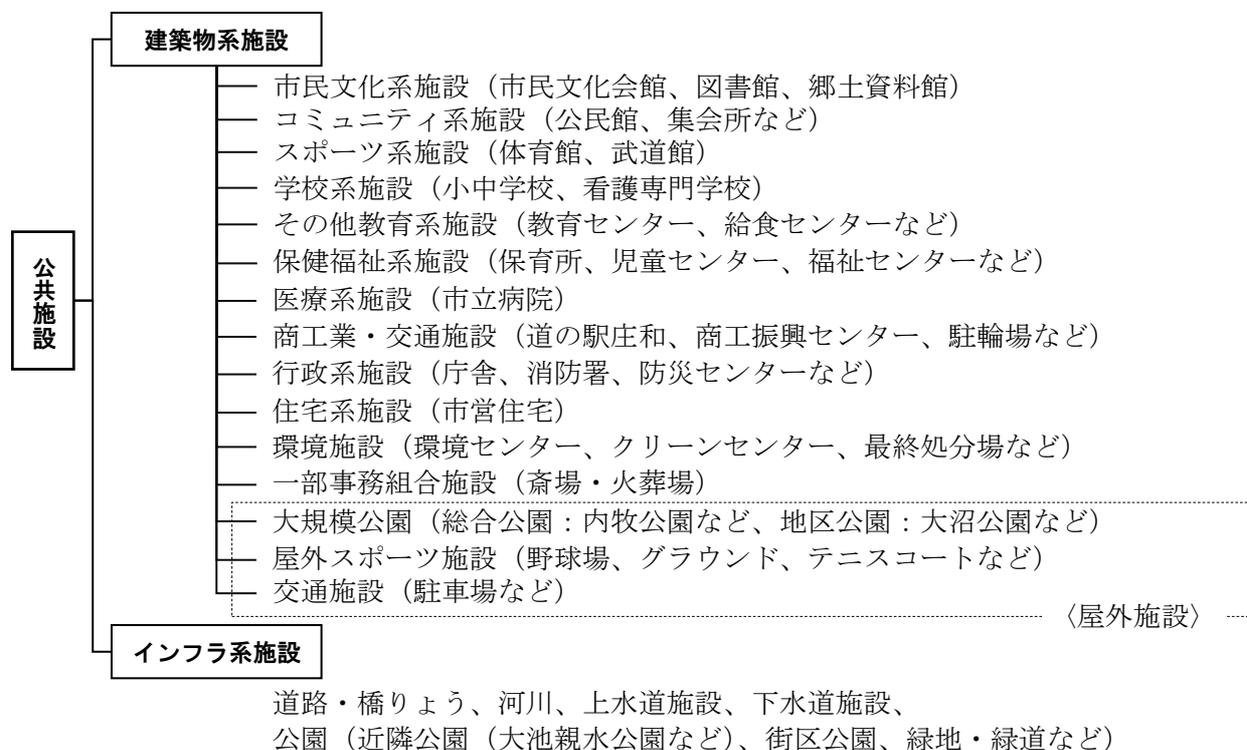


図 序-1 本計画の対象範囲

# 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

## 1-1 公共施設等の現状

### (1) 建築物系施設

本市の建築物系施設の総棟数は485棟であり、床面積の合計は約50万㎡となっています。延床面積の内訳は、学校系施設が50.9%、次いで行政系施設の8.4%、コミュニティ系施設の6.5%となっています。

表 1-1 建築物系施設の分類別の施設数、棟数、延床面積

分類	施設数	棟数	延床面積	
市民文化系施設	5施設	3棟	16,463㎡	3.3%
コミュニティ系施設	37施設	36棟	32,675㎡	6.5%
スポーツ系施設	4施設	4棟	22,260㎡	4.4%
学校系施設	38施設	124棟	255,060㎡	50.9%
その他教育系施設	70施設	60棟	17,787㎡	3.5%
保健福祉系施設	62施設	47棟	31,545㎡	6.3%
医療系施設	1施設	7棟	20,071㎡	4.0%
商工業・交通施設	9施設	14棟	10,622㎡	2.1%
行政系施設	45施設	60棟	42,053㎡	8.4%
住宅系施設	15施設	104棟	24,480㎡	4.9%
環境施設	10施設	24棟	23,621㎡	4.7%
一部事務組合施設	1施設	2棟	4,785㎡	1.0%
合計	297施設	485棟	501,422㎡	100.0%

平成26年3月31日現在

(注) 複合施設等における棟数は、施設管理台帳での主用途の棟数に計上しています。

(注) 屋外施設については、次頁にて整理しています。

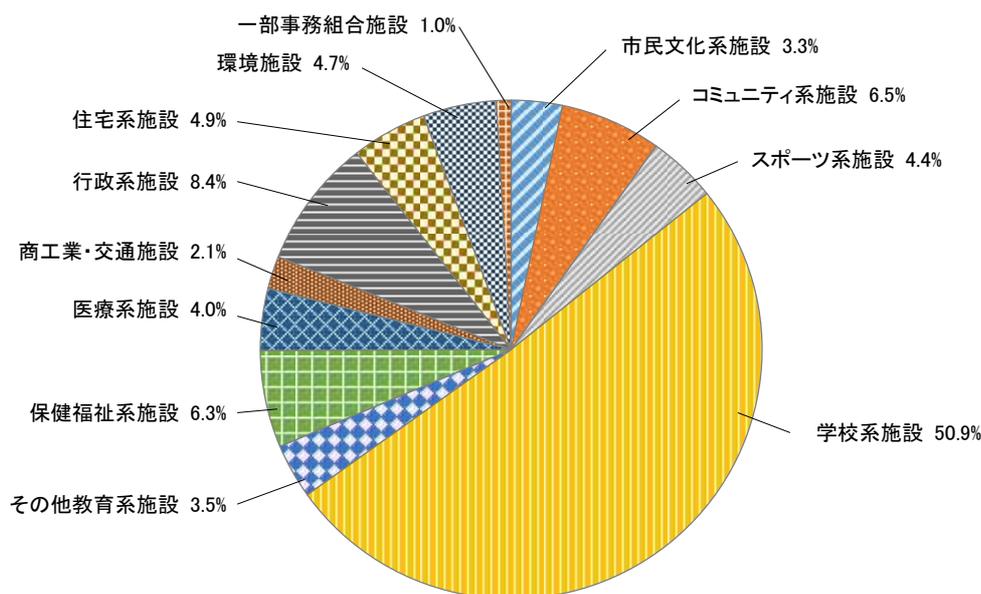


図 1-1 建築物系施設の延床面積割合

## (2) 建築物系施設（屋外施設）

建築物系施設の屋外施設は、大規模公園、屋外スポーツ施設、交通施設であり、総合公園 228,325 m<sup>2</sup>、地区公園 124,356 m<sup>2</sup>、野球場 5 施設、グラウンド 9 施設、テニスコート 5 施設、自動車駐車場 2 施設、自転車駐車場 5 施設となっています。

表 1-2 建築物系施設（屋外施設）

分類	種別	施設数等
大規模公園	総合公園	2 施設 228,325 m <sup>2</sup>
	地区公園	2 施設 124,356 m <sup>2</sup>
屋外スポーツ施設	野球場	5 施設
	グラウンド	9 施設
	テニスコート	5 施設
交通施設	自動車駐車場	2 施設
	自転車駐車場	5 施設

平成 26 年 3 月 31 日現在

## (3) インフラ系施設

インフラ系施設は、道路・橋りょう、河川、上水道施設、下水道施設、公園であり、道路は、一般道路約 1,048km、自転車歩行者道約 3.6km、橋りょう約 3.9km、河川約 972km、上水道施設管路等約 844km、下水道施設管路等約 606 km、公園約 71 万 m<sup>2</sup>となっています。

表 1-3 インフラ系施設の概要

分類	種別	施設数等	
道路・橋りょう	道路	一般道路	1,047.78 km
		自転車歩行者道	3.64 km
	橋りょう	橋りょう	3.94 km
		601 橋	27,296 m <sup>2</sup>
河川	河川	準用河川	9 河川 29.65 km
		普通河川（水路）	942.33 km
	施設	ポンプ場・排水機場・調整池等	60 施設
上水道施設	上水道施設	管路	844.24 km
		浄水場	5 施設
		配水池	13 施設 56,000 立方メートル
		混和池、着水井等	8 施設
下水道施設	下水道施設	管路	605.91 km
		ポンプ施設	2 施設
公園	公園	近隣公園	14 施設 175,024 m <sup>2</sup>
		街区公園	197 施設 203,654 m <sup>2</sup>
		その他の公園	65 施設 41,920 m <sup>2</sup>
		緑地・緑道等	101 施設 284,893 m <sup>2</sup>

平成 26 年 3 月 31 日現在

#### (4) 人口一人当たりの延床面積

本市の人口一人当たりの建築物系施設の延床面積は、2.10 m<sup>2</sup>/人となっており、県内の6つの特例市の平均値(2.05 m<sup>2</sup>/人)をやや上回り、6特例市中3番目に多い状況となっています。

また、全国の25万人以上の都市の平均と比べてみると、本市が0.18ポイント上回っています。

表 1-4 人口一人当たりの延床面積

		人口(H26) (人)	建築物系施設の 総延床面積 (m <sup>2</sup> )	人口一人当たり 延床面積 (m <sup>2</sup> /人)	備考
県内 の特 例 市	春日部市	238,963	501,422	2.10	
	川口市	583,989	1,352,428	2.32	川口市施設白書
	所沢市	342,797	627,622	1.83	所沢市公共施設マネジメント白書
	越谷市	333,736	557,615	1.67	越谷市公共施設等総合管理計画 基本方針
	草加市	244,289	415,660	1.70	草加市公共施設マネジメント白書2014
	熊谷市	202,155	538,936	2.67	熊谷市市有施設の現状について(更新費用の推計)
	平均	-	-	2.05	上記の平均
	さいたま市	1,253,582	2,199,727	1.75	平成25年度さいたま市公共施設マネジメント白書
	25万人以上の 都市の平均	-	-	1.92	総務省「全国平均値及び人口区分別平均値」
	10~25万人未満の都 市の平均	-	-	2.89	総務省「全国平均値及び人口区分別平均値」

(注) 特例市：日本の地方公共団体のうち地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令による特別指定を受けた市

出典：住民基本台帳 平成26年1月1日現在

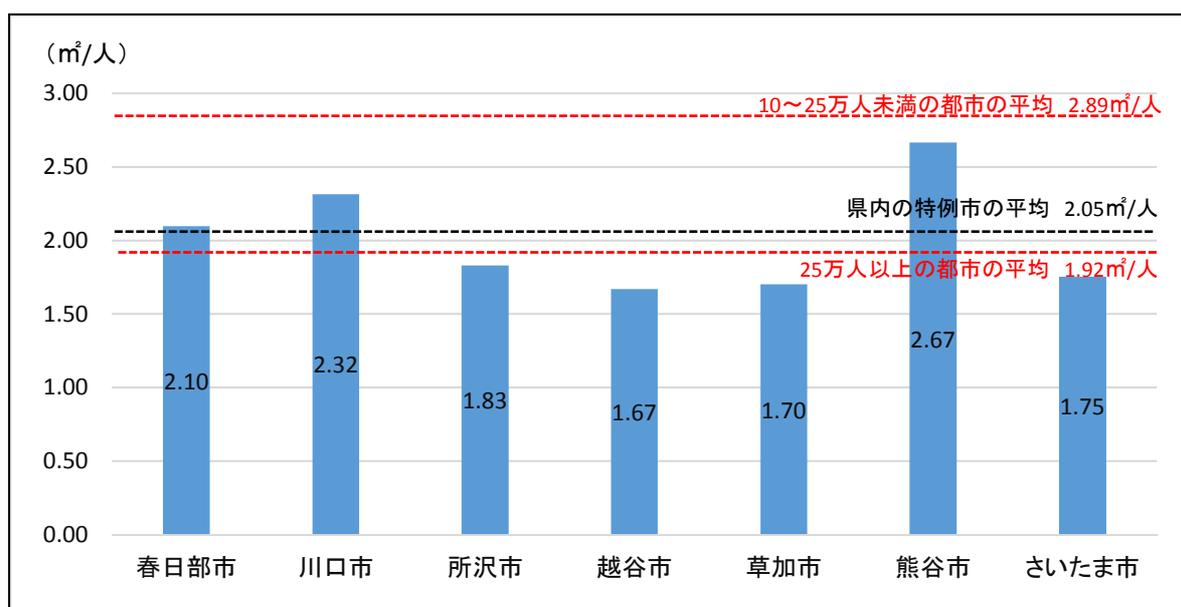


図 1-2 県内特例市及びさいたま市の人口一人当たりの延床面積

## 1-2 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

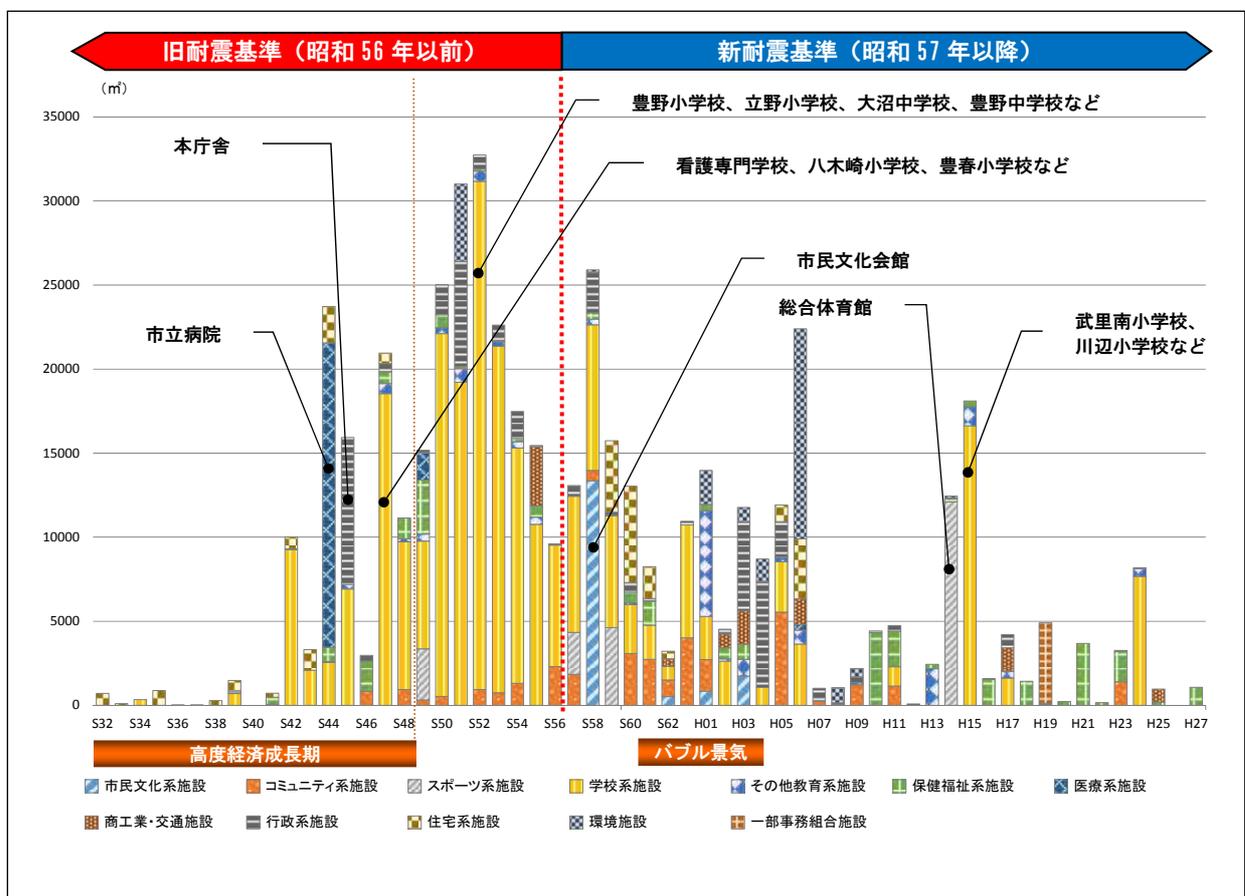
### (1) 建築物系施設

#### ① 建築年別の状況

施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されており、昭和56年(1981年)以前に建設された旧耐震基準の施設は全体の52.2%を占めています。

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要となるといわれています。

今後は、古い施設から老朽化の状況に応じて順次大規模改修や建替えが必要となり、特に昭和40年代から昭和50年代に整備された施設の大規模改修・建替えの集中する大きな波が押し寄せると想定されます。



(注) H27の値は、平成27年開所の武里南保育所

図 1-3 建築物系施設の建築年別延床面積

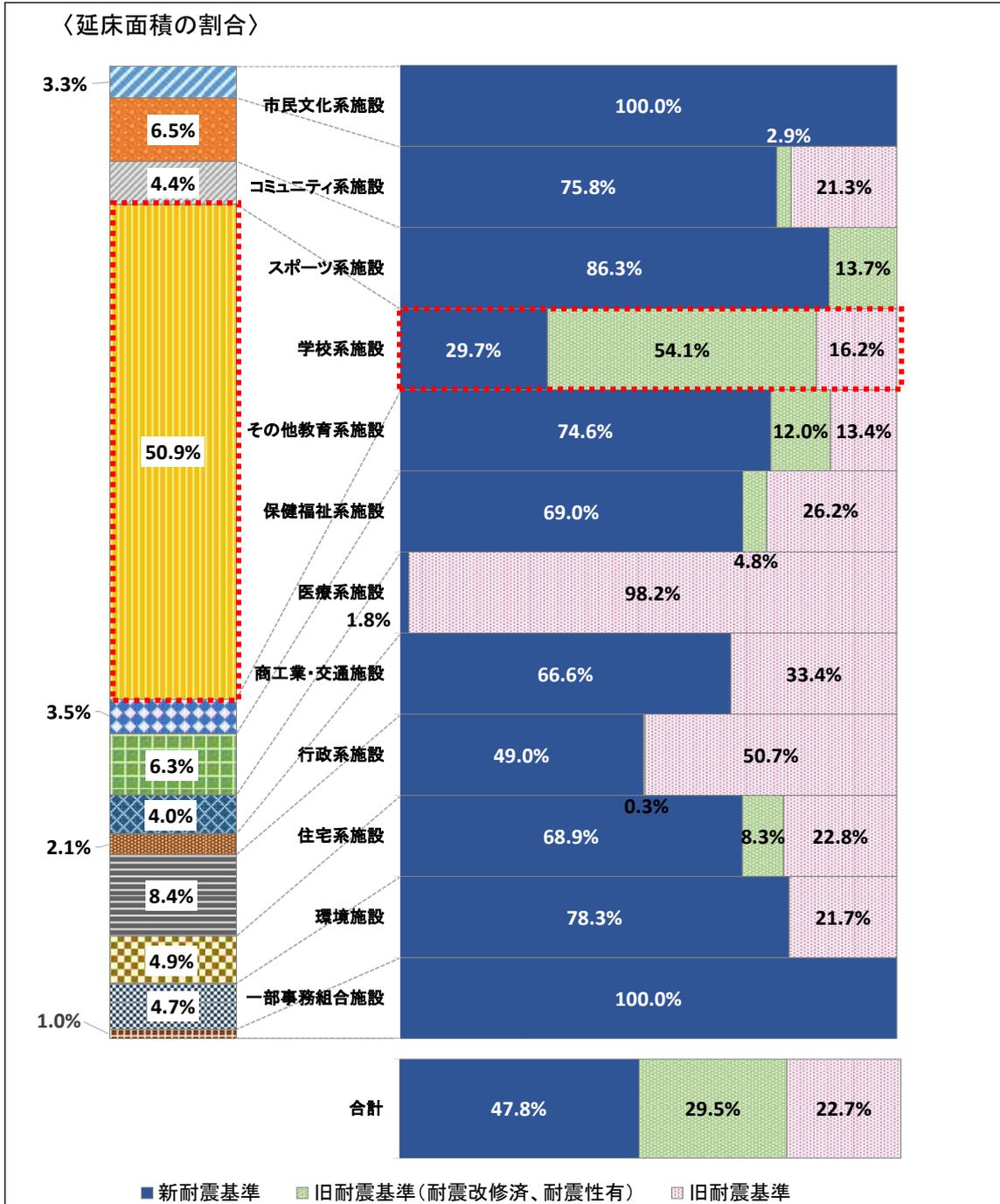
## ②老朽化及び耐震化の状況

旧耐震基準で建設され、老朽化が著しい施設は、医療系施設、学校系施設、行政系施設であり、その中でも学校系施設については、棟数、延床面積も大きい施設となっていることから、多くの改修費用がかかることが想定されます。

なお、学校系施設については、旧耐震基準の建築物のうち、約 77%<sup>\*</sup>が耐震改修済、耐震性有となっています。

<sup>\*</sup>倉庫などを含む学校施設全体の建物を対象に算出した値であり、文部科学省の定め（2階以上又は 200 m<sup>2</sup>を越える建物が対象）による校舎や体育館などの耐震化率とは異なります。

$$54.1\% \div (54.1\% + 16.2\%) \times 100 = 77\%$$



平成 26 年 3 月 31 日現在

図 1-4 耐震基準別の延床面積比率

### ③利用状況

本市では、コミュニティ系施設の利用者数が平成25年度で94万人となっており、過去3年間では増加傾向を示しています。コミュニティ系施設以外の施設の利用者数は、ほぼ横ばい若しくは減少傾向を示しています。

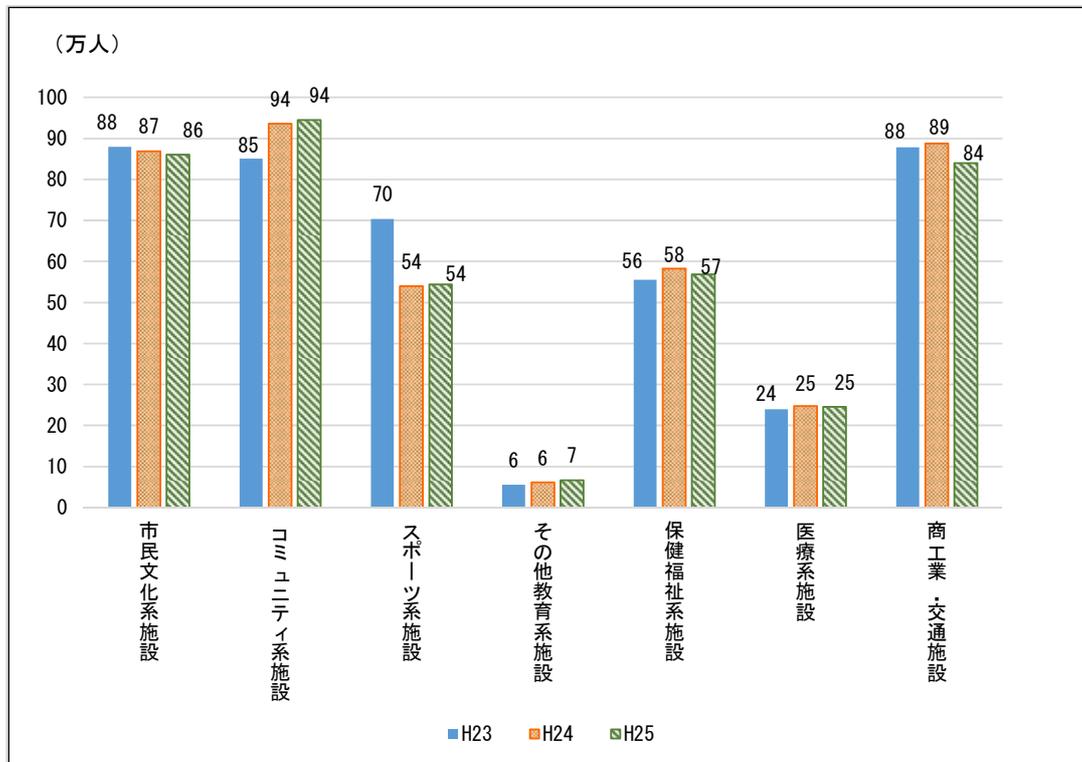
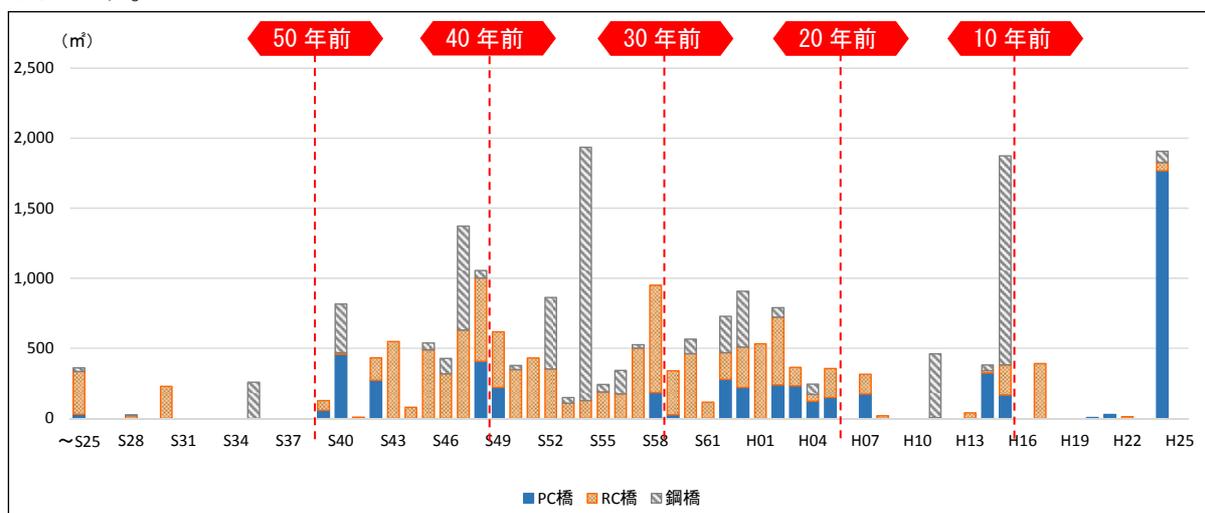


図 1-5 施設利用者数の推移

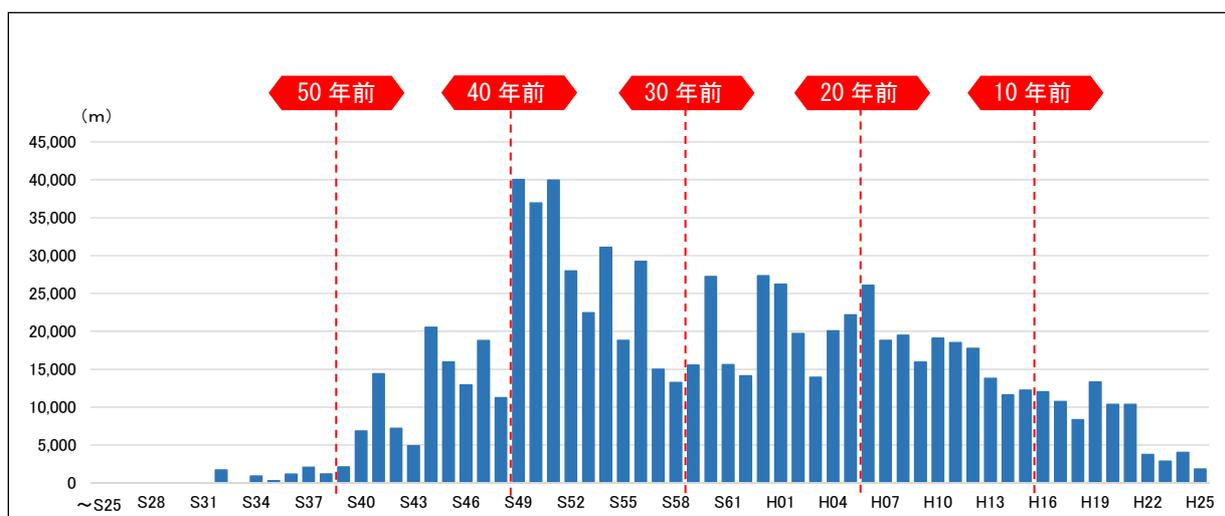
### (2) インフラ系施設

インフラ系施設（橋りょう、上水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などが必要となり、多くの費用がかかることが予想されます。



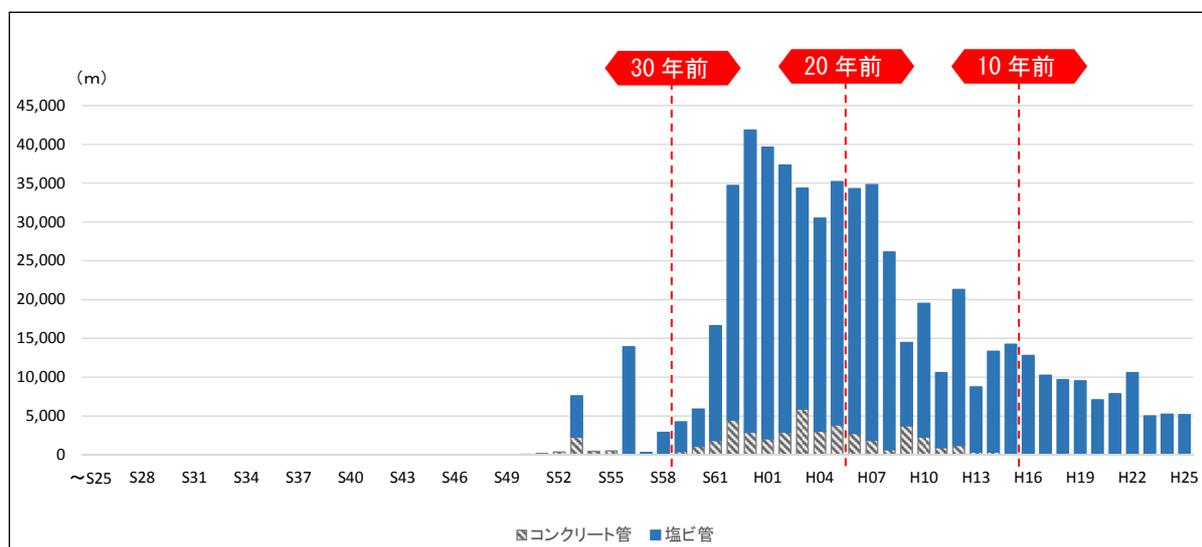
(注) 年度が不明な 4,199 m<sup>2</sup>は除いています。

図 1-6 橋りょうの構造区分別面積



出典：アセットマネジメント手法を活用した水道施設長期更新計画

図 1-7 上水道の累計延長



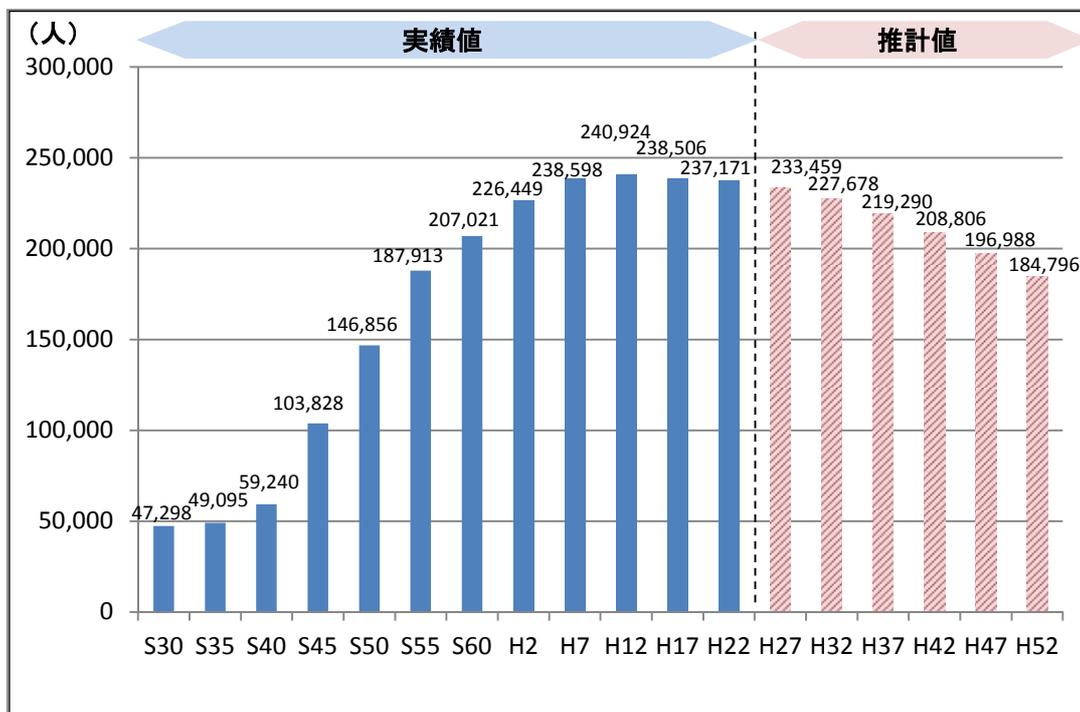
(注) 年度が不明な 18,792mは除いています。

図 1-8 下水道の管種別延長

### 1-3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

#### (1) 総人口の推移と見通し

本市の総人口は、昭和40年以降急激に増加してきましたが、平成12年の240,924人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成47年には20万人を下回るものと推計されています。



出典：昭和30年～平成22年は「国勢調査」、平成27年～平成52年は「日本の市区町村別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図 1-9 総人口の推移と見通し

表 1-5 平成22年以降の将来人口の見通し

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
総人口	237,171	233,459	227,678	219,290	208,806	196,988	184,796
増減数	-	▲3,712	▲5,781	▲8,388	▲10,484	▲11,818	▲12,192
増減率	-	▲1.6%	▲2.5%	▲3.7%	▲4.8%	▲5.7%	▲6.2%

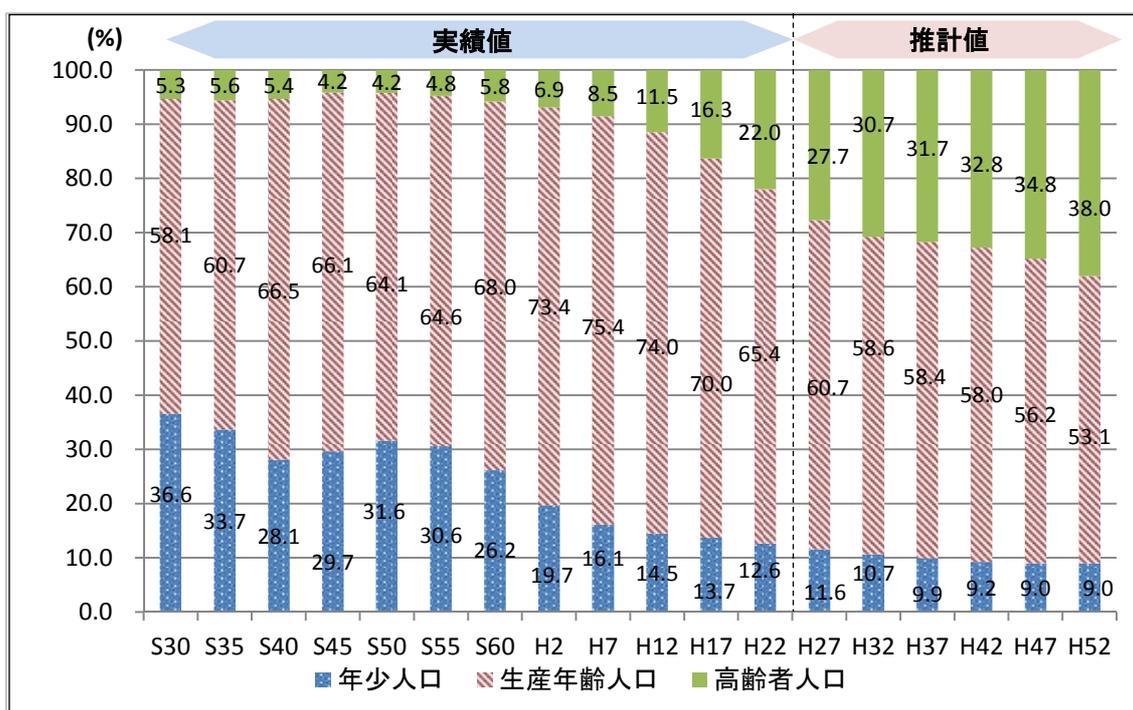
単位 (人)

(注) ▲はマイナスを示しています。

## (2) 年齢3階層別人口比率の推移と見通し

本市の年齢3階層別人口比率は、高齢者人口比率が増加傾向、年少人口が減少傾向で、少子・高齢化が進行しています。今後においてもその傾向が一層顕著となり、平成32年には高齢者人口比率が30%を超え、平成52年には生産年齢人口比率が53.1%まで減少するものと推計されています。

○例えば、人口ピーク時の平成12年当時においては、市民10人のうち働き世代が7人、子どもが2人、お年寄りが1人だった社会から、平成52年（今から約25年後）には、10人中、働き世代5人、子ども1人、お年寄り4人という社会に大きく変化することを示しています。



(注) 年齢不詳を除いています

年少人口 (15歳未満)、生産年齢人口 (15歳～64歳)、高齢者人口 (65歳以上)

出典：昭和30年～平成22年は「国勢調査」、平成27年～平成52年は「日本の市区町村別将来推計人口（平成25年3月推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

図 1-10 年齢3階層別人口比率の推移と見通し

表 1-6 平成22年以降の年齢3階層別人口の見通し

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
推計値	年少人口	29,916	27,055	24,331	21,712	19,266	16,548
	生産年齢人口	154,855	141,728	133,381	128,075	121,116	98,042
	高齢者人口	52,062	64,676	69,966	69,503	68,424	70,206
増減数	年少人口	-	▲2,861	▲2,724	▲2,619	▲2,446	▲1,135
	生産年齢人口	-	▲13,127	▲8,347	▲5,306	▲6,959	▲10,342
	高齢者人口	-	12,614	5,290	▲463	▲1,079	107

単位 (人)

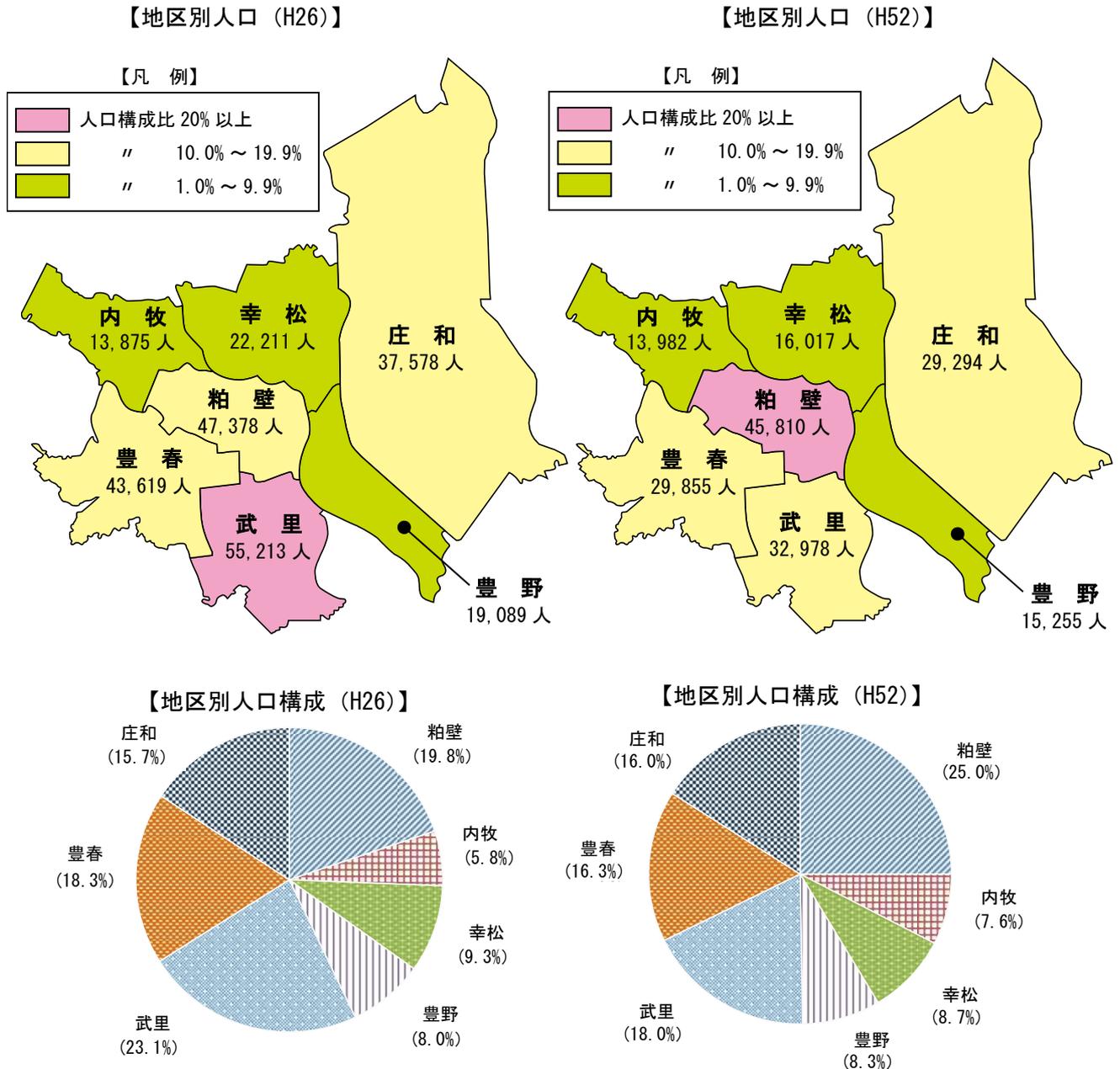
(注) ▲はマイナスを示しています。H22 は年齢不詳を除いています。

### (3) 地区別人口

#### ①地区別人口の内訳

本市の7つの地区ごとの人口をみると、平成26年において最も人口が多いのは武里地区の55,213人(23.1%)であり、以下、粕壁地区47,378人(19.8%)、豊春地区43,619人(18.3%)、庄和地区37,578人(15.7%)の順となっています。

また、平成52年では、最も人口が多いのは粕壁地区の45,810人(25.0%)であり、以下、武里地区の32,978人(18.0%)、豊春地区の29,855人(16.3%)と推計されます。



(注) 平成52年人口は、住民基本台帳の平成17年、平成22年の人口を基に算出した推計値のため、P10の推計値とは相違があります。なお、小数点以下の処理の関係で合計が100%になりません。

出典：住民基本台帳 平成26年1月1日現在

図 1-11 地区別人口の内訳と構成比

## ②地区別人口の推移と見通し

地区別人口の推移と見通しをみると、平成 17 年から平成 26 年の間において人口が減少したのは 4 地区でしたが、平成 26 年から平成 52 年までの間では内牧地区以外のすべての地区で減少となるものと推計されます。ただし、内牧地区においても他地区同様に減少傾向で推移していくものと推計されます。

武里地区は、平成 26 年から平成 52 年までの間で 22,235 人（40.3%減）という大幅な減少になるものと推計されます。

表 1-7 地区別人口の推移

	粕壁	内牧	幸松	豊野	武里	豊春	庄和	合計
平成 17 年	46,018	13,182	22,435	19,155	59,500	43,692	37,274	241,256
平成 26 年	47,378	13,875	22,211	19,089	55,213	43,619	37,578	238,963
(推計人口) 平成 42 年	48,573	15,057	19,588	17,784	42,100	37,163	34,321	214,586
(推計人口) 平成 52 年	45,810	13,982	16,017	15,255	32,978	29,855	29,294	183,191
増減数(H17-26)	1,360	693	▲ 224	▲ 66	▲ 4,287	▲ 73	304	▲ 2,293
増減率(H17-26)	3.0%	5.3%	▲ 1.0%	▲ 0.3%	▲ 7.2%	▲ 0.2%	0.8%	▲ 1.0%
増減数(H26-52)	▲ 1,568	107	▲ 6,194	▲ 3,834	▲ 22,235	▲ 13,764	▲ 8,284	▲ 55,772
増減率(H26-52)	▲ 3.3%	0.8%	▲ 27.9%	▲ 20.1%	▲ 40.3%	▲ 31.6%	▲ 22.0%	▲ 23.3%

単位（人）

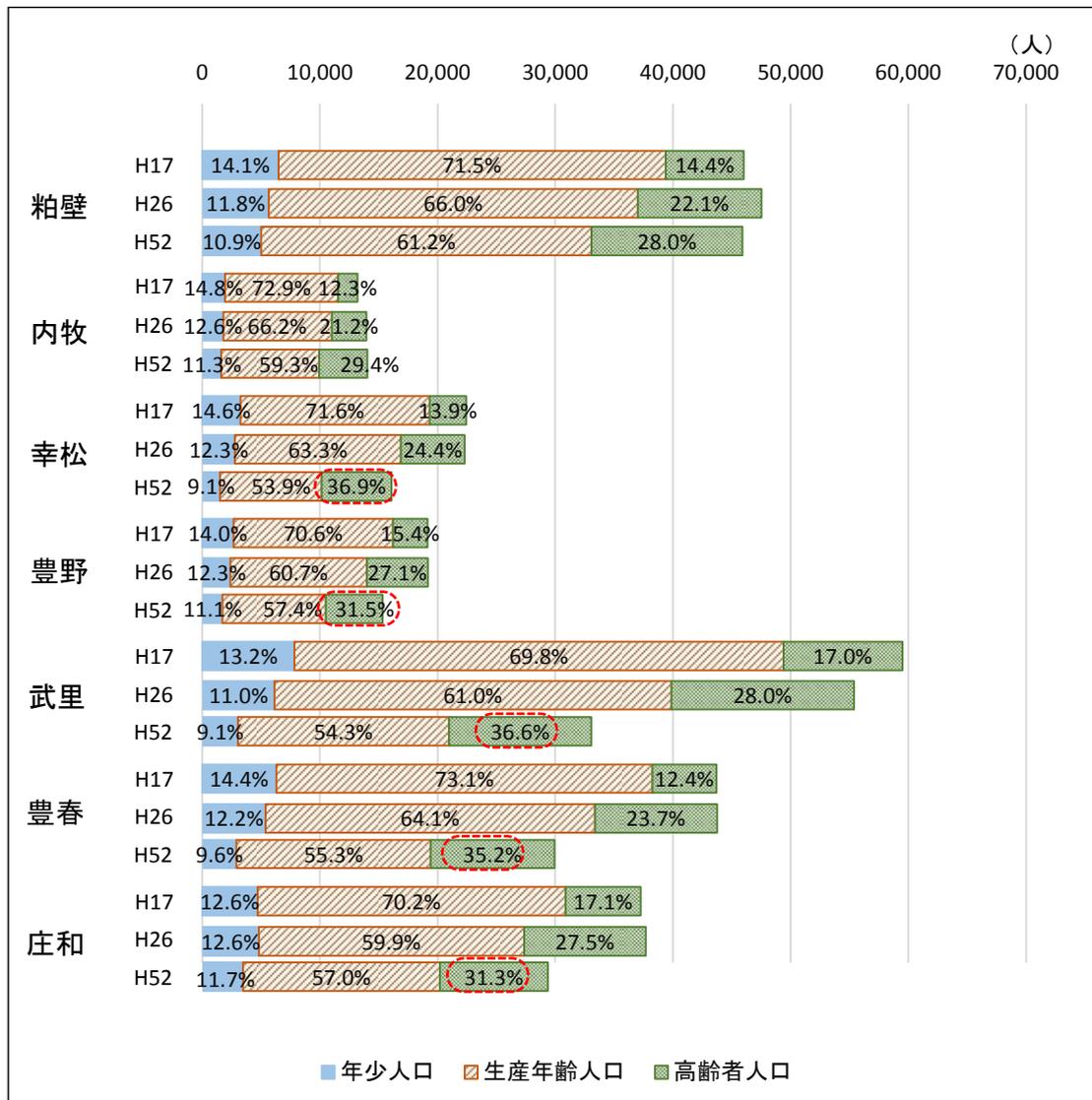
(注) ▲はマイナスを示しています。

(注) 推計人口：住民基本台帳の平成 17 年、平成 22 年の人口を基に算出した推計値のため、P10 の推計値とは相違があります。

出典：住民基本台帳 各年 1 月 1 日現在

### ③地区別年齢3階層別人口の推移と見通し

地区別の年齢3階層別人口の推移と見通しをみると、平成52年においては、幸松地区、豊野地区、武里地区、豊春地区、庄和地区で高齢者人口比率が30%以上になるものと推計されます。



(注) 小数点以下の処理の関係で合計が100%になりません。

出典：住民基本台帳 各年1月1日現在

図 1-1 2 地区別人口の推移

#### (4) 地区別の公共施設の現状

##### ①延床面積の現状

各地区の建築物系施設の延床面積をみると、粕壁地区が 133,084 m<sup>2</sup> (26.5%) で最も多くなっており、次いで豊春地区の 93,371 m<sup>2</sup> (18.6%)、庄和地区の 88,564 m<sup>2</sup> (17.7%) の順となっています。

建築物系施設には、市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設と、地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設があります。

市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設は、市民文化系施設、スポーツ系施設、医療系施設、商工業・交通施設、住宅系施設、環境施設、一部事務組合施設であり、一部の地区にのみ立地しています。

地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設は、コミュニティ系施設、学校系施設、その他教育系施設、保健福祉系施設、行政系施設であり、すべての地区に立地しています。

表 1-8 地区別延床面積

地区	市民文化系施設		コミュニティ系施設		スポーツ系施設		学校系施設		その他教育系施設		保健福祉系施設		医療系施設	
	(m <sup>2</sup> )	(%)												
粕壁	14,196	86.2	10,477	32.1	0	0.0	39,009	15.3	5,584	31.4	11,153	35.4	20,071	100.0
内牧	0	0.0	3,261	10.0	0	0.0	6,949	2.7	283	1.6	820	2.6	0	0.0
幸松	0	0.0	3,048	9.3	0	0.0	30,640	12.0	1,446	8.1	4,772	15.1	0	0.0
豊野	0	0.0	3,332	10.2	0	0.0	21,447	8.4	871	4.9	1,287	4.1	0	0.0
武里	526	3.2	4,848	14.8	0	0.0	52,224	20.5	3,352	18.8	6,332	20.1	0	0.0
豊春	0	0.0	3,343	10.2	17,636	79.2	58,556	23.0	3,186	17.9	1,798	5.7	0	0.0
庄和	1,742	10.6	4,366	13.4	4,624	20.8	46,235	18.1	3,065	17.2	5,383	17.1	0	0.0
合計	16,463	100.0	32,675	100.0	22,260	100.0	255,060	100.0	17,787	100.0	31,545	100.0	20,071	100.0

地区	商工業・交通施設		行政系施設		住宅系施設		環境施設		一部事務組合施設		計	
	(m <sup>2</sup> )	(%)										
粕壁	7,646	72.0	16,226	38.6	8,723	35.6	0	0.0	0	0.0	133,084	26.5
内牧	0	0.0	81	0.2	0	0.0	0	0.0	4,785	100.0	16,179	3.2
幸松	0	0.0	941	2.2	132	0.5	0	0.0	0	0.0	40,979	8.2
豊野	0	0.0	784	1.9	4,715	19.3	20,917	88.6	0	0.0	53,353	10.6
武里	0	0.0	8,333	19.8	278	1.1	0	0.0	0	0.0	75,892	15.1
豊春	465	4.4	5,723	13.6	2,665	10.9	0	0.0	0	0.0	93,371	18.6
庄和	2,511	23.6	9,966	23.7	7,968	32.5	2,705	11.4	0	0.0	88,564	17.7
合計	10,622	100.0	42,053	100.0	24,480	100.0	23,621	100.0	4,785	100.0	501,422	100.0

  : 市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設

(注) 小数点以下の処理の関係で合計が 100% になりません。(同様に面積も合計と一致しません。)

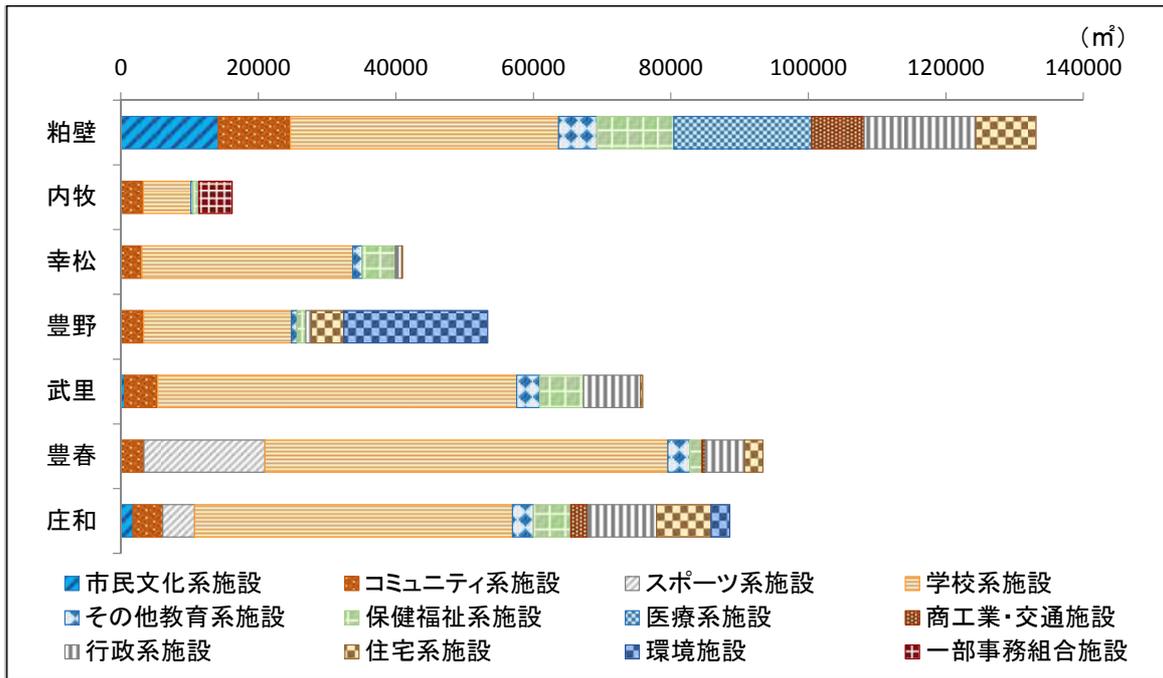
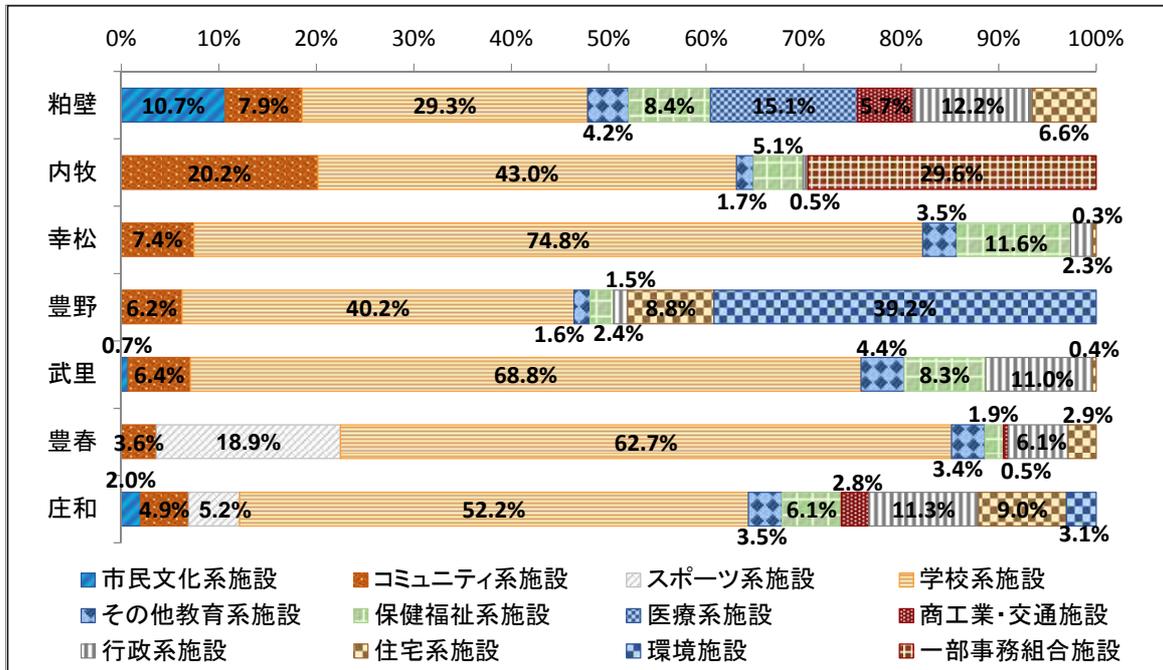


図 1-13 地区別延床面積



(注) 小数点以下の処理の関係で合計が 100% になりません。

図 1-14 地区別延床面積割合

## ②コミュニティ系施設、保健福祉系施設、行政系施設の地区人口一人当たりの延床面積

地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設のうち、特定の世代のみが利用する施設である学校系施設、その他教育系施設を除く、コミュニティ系施設、保健福祉系施設、行政系施設を対象として、地区人口一人当たりの延床面積をみると、粕壁地区では、コミュニティ系施設、保健福祉系施設、行政系施設のすべての施設で地区の平均の延床面積を上回っています。一方、豊春地区は、すべての施設で地区の平均延床面積を下回っています。

表 1-9 コミュニティ系施設、保健福祉系施設、行政系施設の地区別人口一人当たりの延床面積

地区	人口 (人)	コミュニティ系施設		保健福祉系施設		行政系施設	
		(㎡)	人口一人当たりの延床面積 (㎡/人)	(㎡)	人口一人当たりの延床面積 (㎡/人)	(㎡)	人口一人当たりの延床面積 (㎡/人)
粕壁	47,378	10,477	0.22	11,153	0.24	16,226	0.34
内牧	13,875	3,261	0.24	820	0.06	81	0.01
幸松	22,211	3,048	0.14	4,772	0.21	941	0.04
豊野	19,089	3,332	0.17	1,287	0.07	784	0.04
武里	55,213	4,848	0.09	6,332	0.11	8,333	0.15
豊春	43,619	3,343	0.08	1,798	0.04	5,723	0.13
庄和	37,578	4,366	0.12	5,383	0.14	9,966	0.27
合計	238,963	32,675	-	31,545	-	42,053	-
平均	-	-	0.15	-	0.12	-	0.14

は平均を上回る項目

(注) 小数点以下の処理の関係で合計が 100% になりません。(同様に面積も合計と一致しません。)

(注) 各施設の平均値は、各地区の人口一人当たりの延床面積の相加平均で算出しています。

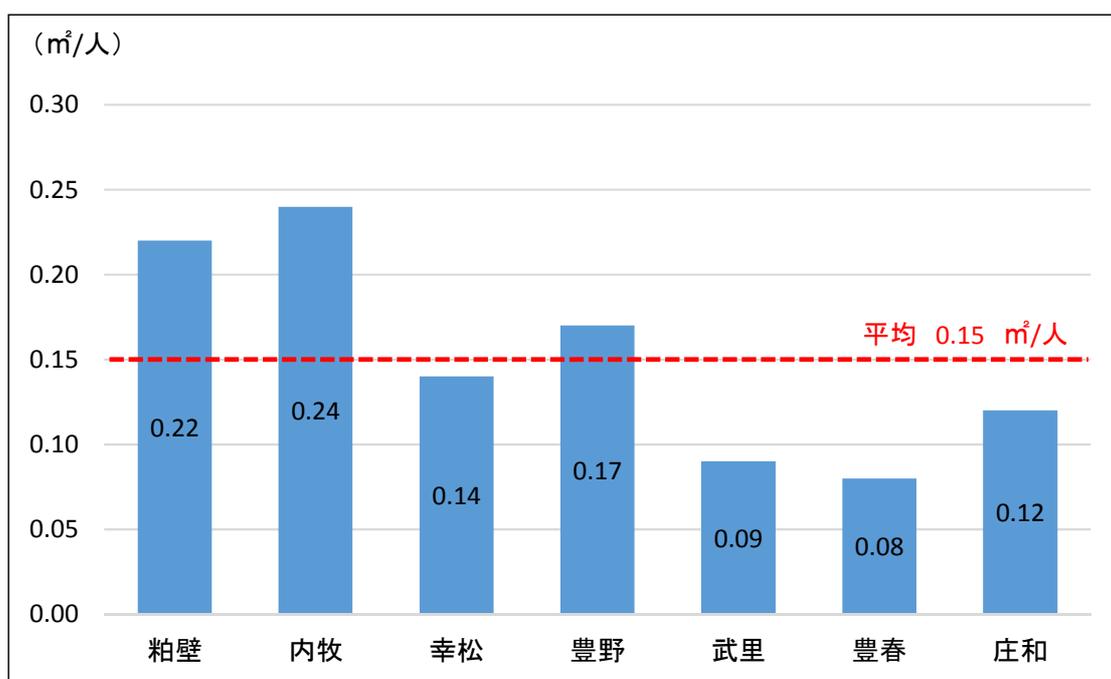


図 1-15 コミュニティ系施設の地区別人口一人当たりの延床面積

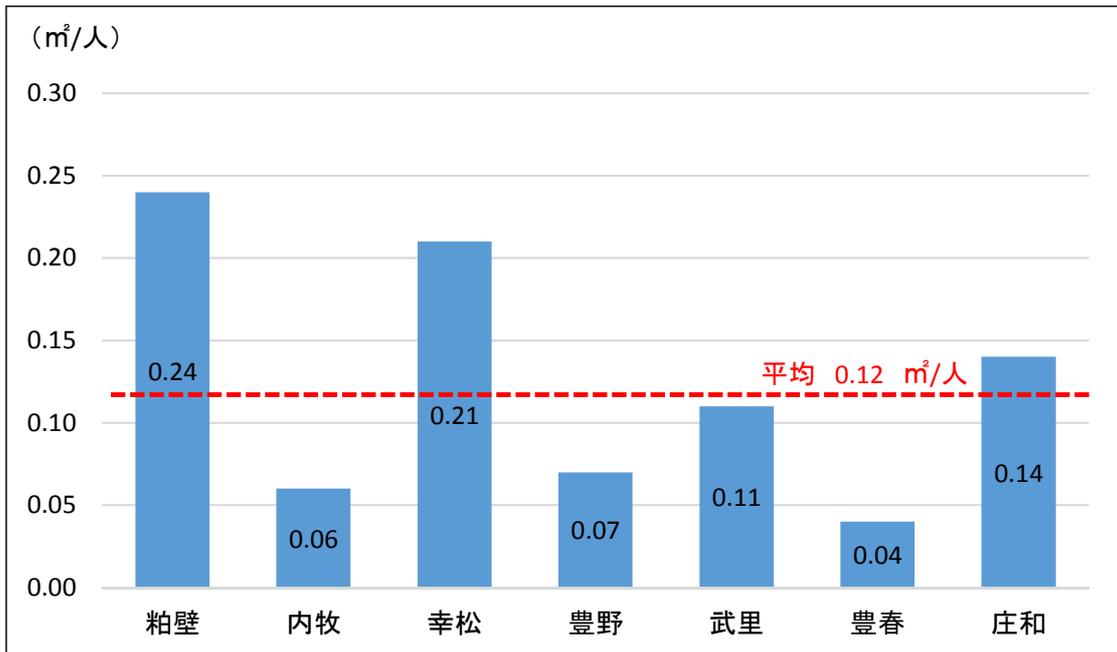


図 1-16 保健福祉系施設の地区別人口一人当たりの延床面積

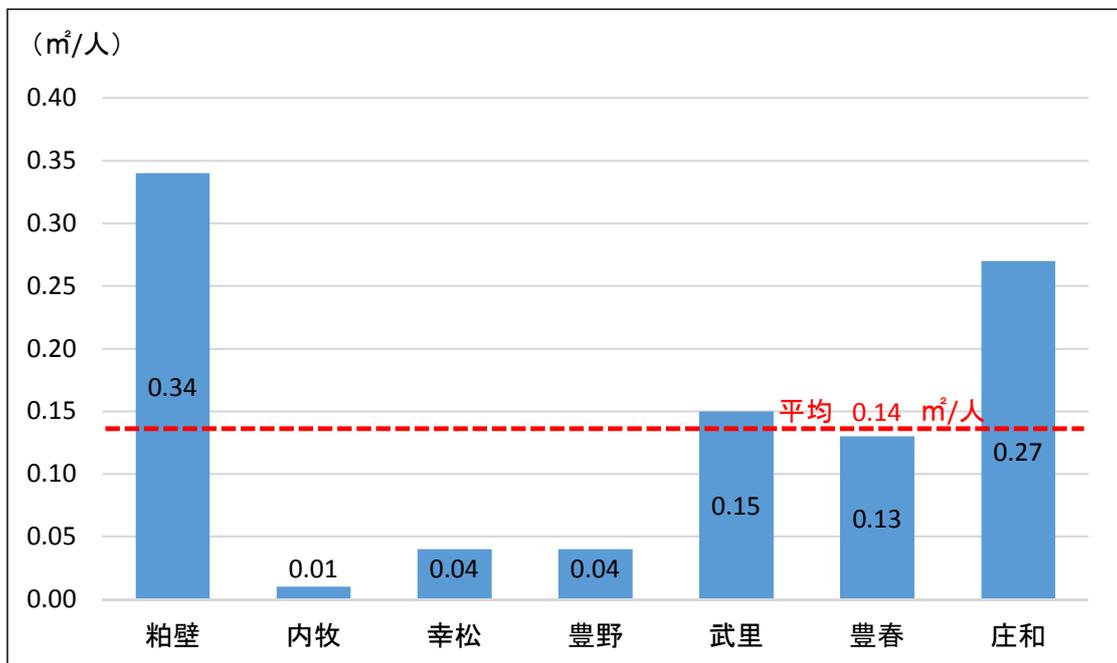


図 1-17 行政系施設の地区別人口一人当たりの延床面積

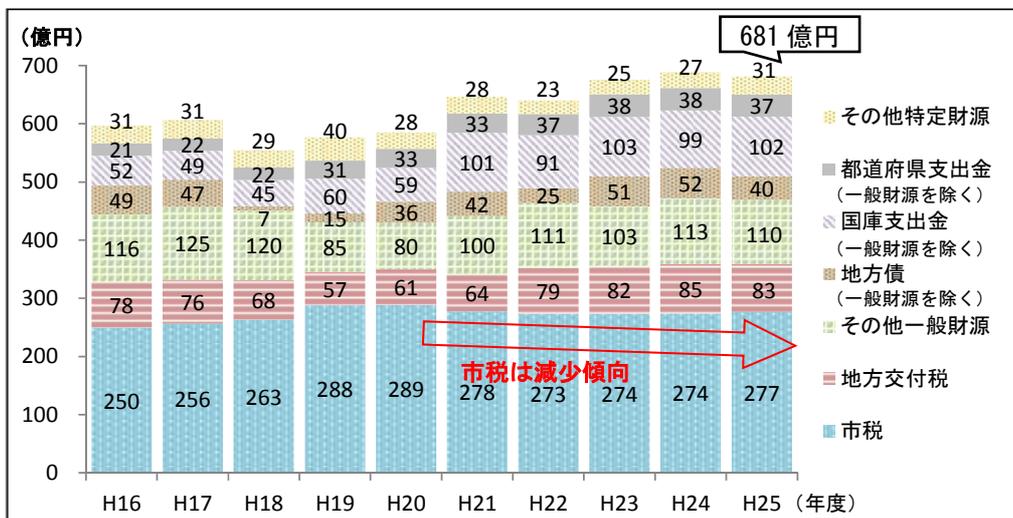
## 1-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

### (1) 歳入及び歳出の推移と財源の見込み

平成25年度の歳入は681億円であり、そのうち市税は277億円で全体の約4割を占めていますが、近年は減少傾向となっており、主たる納税者である生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後もその傾向は続くものと想定されます。

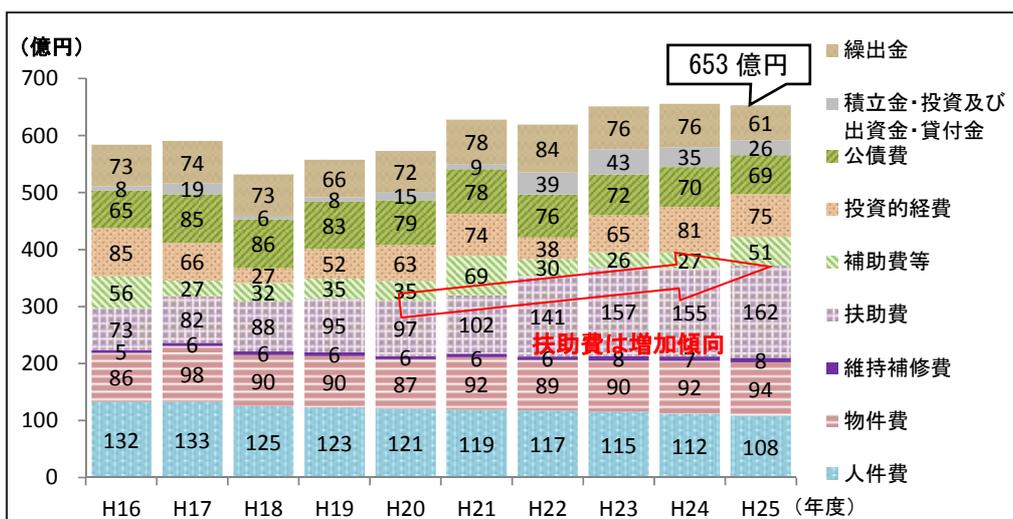
平成25年度の歳出は653億円であり、そのうち扶助費は全体の約2割を占め、高齢化社会の進行に伴い、今後とも増加するものと想定されます。また公共施設等の整備の財源となる投資的経費は75億円、維持補修費は8億円となっています。

今後は、市税の減少や扶助費の増加に伴い、市の財政状況は厳しさを増すことが想定され、投資的経費及び維持補修費に充当される財源の確保が出来なくなることが見込まれます。



(注) 金額は普通会計決算形式です。億円未満を四捨五入しているため、合計値は合いません。

図 1-18 歳入の推移



(注) 金額は普通会計決算形式です。億円未満を四捨五入しているため、合計値は合いません。

図 1-19 歳出の推移

(注) 扶助費  
社会保障制度の一環として、児童や高齢者などを援助するために要する経費。児童手当、介護保険など。

## (2) 公共施設等の更新等費用の推計

### ①建築物系施設の更新等費用の推計

今後 30 年間に、建築物系施設の改修・更新・修繕などにかかる費用は、約 1,756 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 59 億円と想定されます。平成 25 年度から過去 5 年間の大規模改修・更新等の費用の平均は約 27 億円であることや、一時期に集中して改修・更新等の費用がかかることによる財政への負担が懸念されることから、このままの状態では改修・更新等を行っていくと多額の財源不足に陥る状況にあります。

また、平成 41 年以降では年平均を大きく上回る年が多く見られることから、改修・更新等の費用の平準化に向けた取組が必要となります。

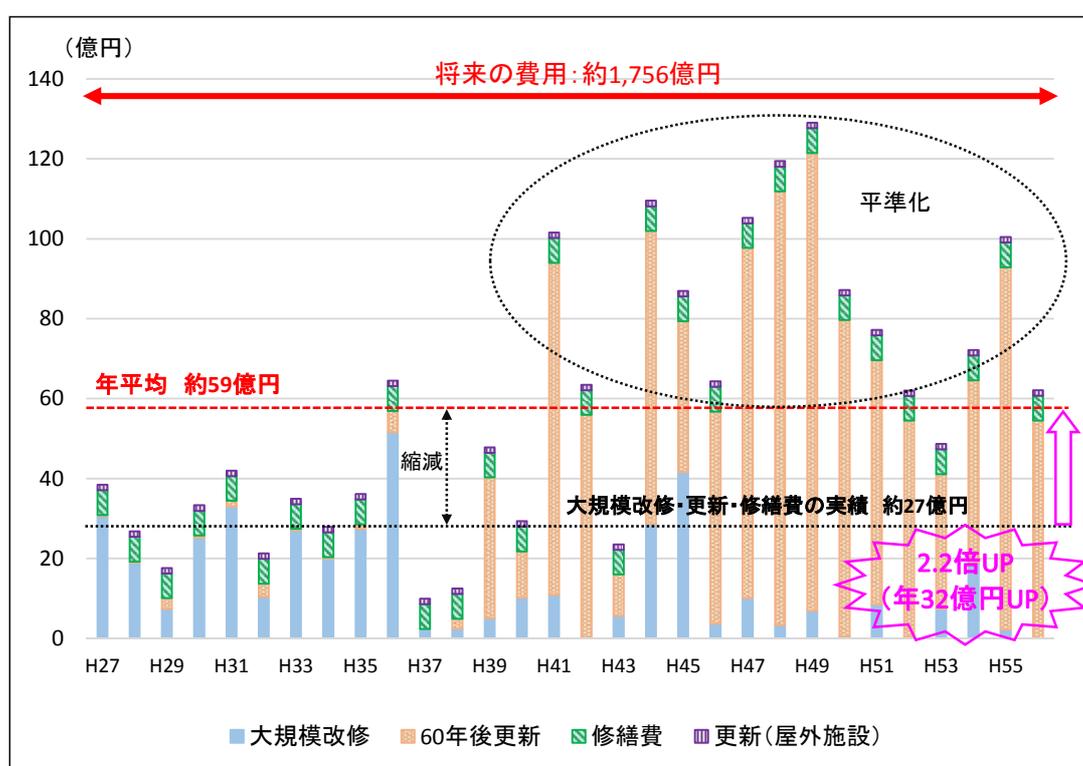


図 1-20 建築物系施設の改修・更新等にかかる費用の推計

(注) 試算条件

- ・今後新たな建設は行わないものと仮定する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しないものとする。
- ・建設後 60 年で更新（建替え）を実施する。更新費用は建設費と同額とする。
- ・建設後 30 年で大規模改修を実施する。
- ・更新（建替え）費用の単価は、昭和 57 年以降に建設された施設の工事費の平均とする。
- ・大規模改修は、更新費用試算ソフト（財団法人 地域総合整備財団）における設定（建設費の 6 割）と同様とする。
- ・一部事務組合施設の更新費用は、当該施設の総延床面積に過去 3 年平均の市負担金割合を乗じて算出している。
- ・修繕費は、本市の平成 21 年～平成 25 年の施設修繕費の 5 か年の平均の費用とし、今後、毎年この費用がかかることとする。
- ・公園については、施設修繕費、業務委託料の合計の 3 か年の平均の費用に大規模公園（総合公園、地区公園）の公園面積の比率を乗じた値を毎年更新していくものと想定する。
- ・屋外スポーツ施設については、平成 23 年～平成 25 年の補修費等の 3 か年の平均の費用とし、今後、毎年この費用がかかることとする。

## ②インフラ系施設の更新等費用の推計

今後 30 年間に、インフラ系施設の改修・更新等にかかる費用は、約 2,305 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 77 億円と想定されます。インフラ系施設も建築物系施設と同様に、更新等費用を縮減、平準化することが必要となっています。

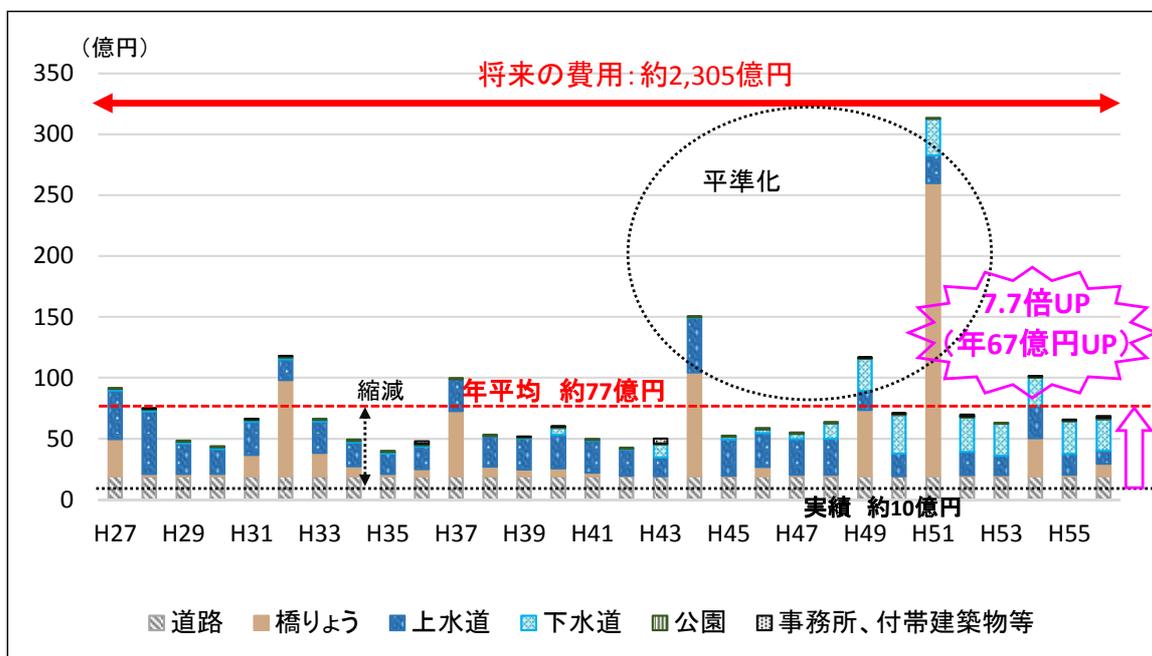


図 1-2 1 インフラ系施設の更新等にかかる費用の推計

### (注) 試算条件

- ・今後新たな建設は行わないものと仮定する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しないものとする。

#### <道路>

- ・道路の更新単価については、「道路統計年報」で示されている舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算出する。
- ・自転車歩行車道は、道路単価に道路打換え工の単価（土木工事積算基準単価）の比率を乗じたものを単価とする。
- ・道路の耐用年数は、打換えについて算定することが現実的と考えられることから、更新費用試算ソフト（財団法人 地域総合整備財団）で設定している 15 年とし、全整備面積を耐用年数の 15 年で割った面積を毎年更新していくものと想定している。

#### <橋りょう>

- ・「橋りょう長寿命化修繕計画」の対症療法型の数値を使用している。

#### <上水道>

- ・「アセットマネジメント手法を活用した水道施設長期更新計画」の法定耐用年数で更新した場合の数値を使用している。
- ・構造物及び設備と管路の更新需要を計上している。

#### <下水道>

- ・単純改築（標準耐用年数 50 年で改築）を想定している。
- ・更新単価は、本市の新規整備分の 5 年間の平均単価とする。

#### <公園>

- ・公園については、施設修繕費、業務委託料の合計に近隣公園、街区公園、その他の公園、緑地・緑道等の公園面積の比率を乗じた値を毎年更新していくものと想定する。

#### <事務所、付帯建築物等>

- ・建築物系施設と同様に算出している。

#### <河川>

- ・河川については、耐用年数が無限大（平成 17 年国土交通白書）とされていることから、更新の概念がないものとして対象外としている。

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 2-1 現状や課題に関する基本認識

#### ①公共施設等の改修・更新等への対応

高度経済成長等を背景に、昭和40年代から昭和50年代にかけて急激に整備を拡張した公共施設等の老朽化が進んでいます。

今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用は、増大することが見込まれ、従来と同様に改修・更新等への投資を継続していくとすると、市の財政を圧迫し、他の行政サービス（機能）に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。また、改修・更新等の費用は、突出して多くなる年があるため、年度毎の支出に極端な増減が生じてしまうものと推測されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての一定の目途をつける必要があります。

また、現在、公共施設等の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するうえでは、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

#### ②人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、昭和40年代以降急速に増加してきましたが、平成12年の240,924人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、約20年後の平成47年には総人口が20万人を下回り、生産年齢人口も56.2%まで減少するものと推計されています。そのため、このような人口構成の大きな転換に伴う市民のニーズの変化に対応した、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

また、地区によって人口増減の傾向や少子・高齢化の進行状況が異なっていることから、各地区の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

### ③ 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い市税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が出来なくなることが見込まれます。一方、更新等費用の推計において、改修・更新等の費用の実績値が年間約 37 億円であるのに対し、今後 30 年間では年平均で約 136 億円の費用が必要になるという試算結果となっており、こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

また、民間企業との連携や、市民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

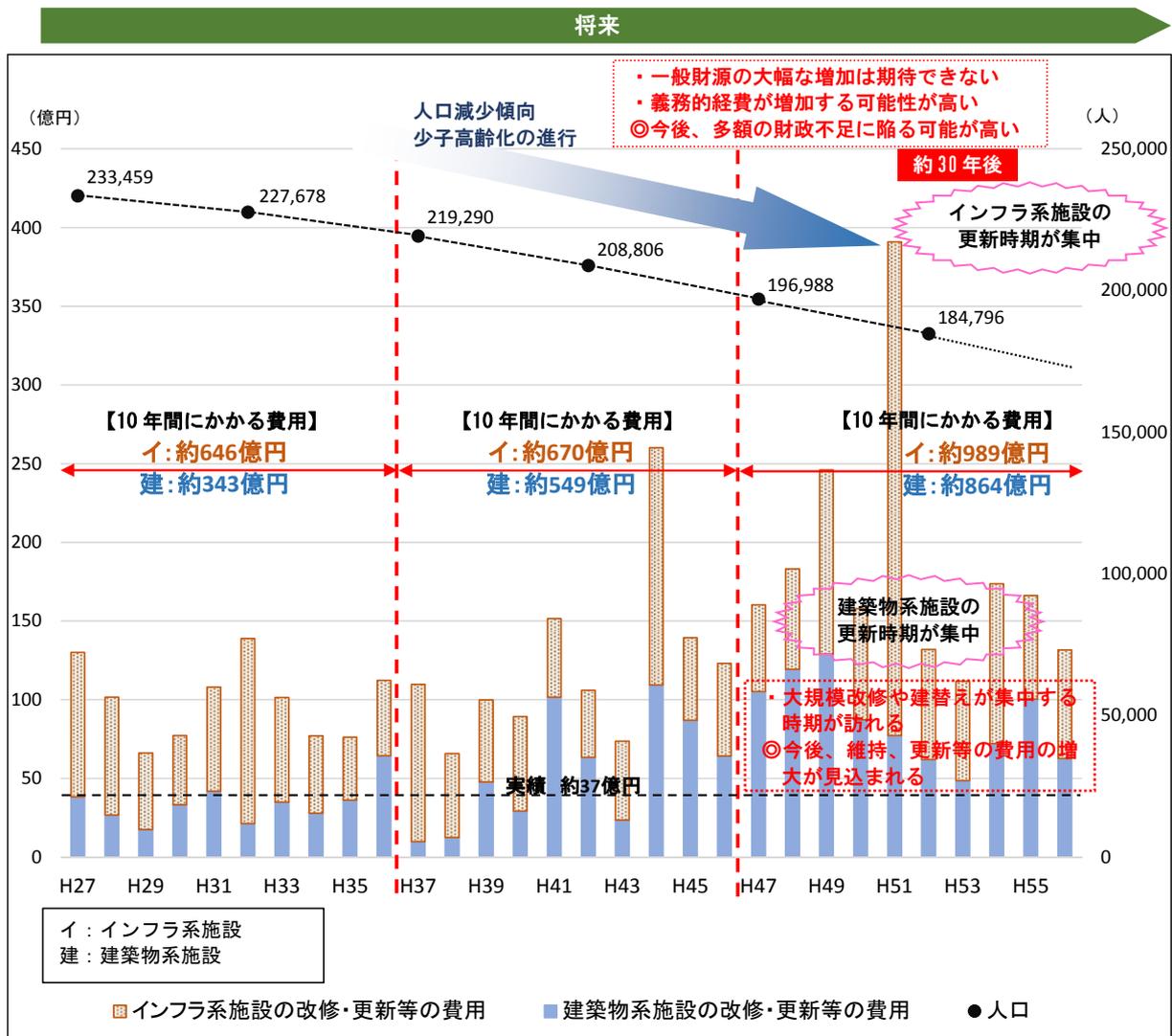


図 2-1 今後の見通し

## 2-2 公共施設マネジメントの基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

前述の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、安心して暮らすことができ、健康で快適な生活環境を実現するため、「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行なっていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、原則として新たな建築物系施設は建設しないものとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進により、「供給量の適正化」を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の「有効活用」を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

インフラ系施設については、都市活動を支えるうえで必要不可欠な施設であることから、上位・関連計画との整合に配慮しながら適正な供給を目指します。



### 三つの視点

○まちづくりの視点を重視する

○供給量の適正化を図る

○既存施設を有効活用する

(注) 公共施設マネジメント

縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組

## (2) 基本方針

### ①建築物系施設

#### ■供給に関する方針

##### ○機能の複合化等による効率的な施設配置

- ・老朽化が著しいが、市民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び市民ニーズの変化への対応を図ります。

##### ○施設総量の適正化

- ・市民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

#### ■品質に関する方針

##### ○予防保全の推進

- ・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

##### ○計画的な長寿命化の推進

- ・建築後 30 年以上経過した施設については、大規模改修の検討と併せ「春日部市建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震化を推進するとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

#### ■財務に関する方針

##### ○長期的費用の縮減と平準化

- ・改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

##### ○維持管理費用の適正化

- ・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

##### ○民間活力の導入

- ・PPP や PFI などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

### ②インフラ系施設

#### ■供給に関する方針

##### ○社会構造変化に対応した適正な供給

- ・社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

#### ■品質に関する方針

##### ○長寿命化の推進

- ・道路、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

#### ■財務に関する方針

##### ○維持管理費用の適正化

- ・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

##### ○民間活力の導入

- ・PPP や PFI などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

(注) PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

(注) PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

## 2-3 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成56年度までの30年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていくこととします。

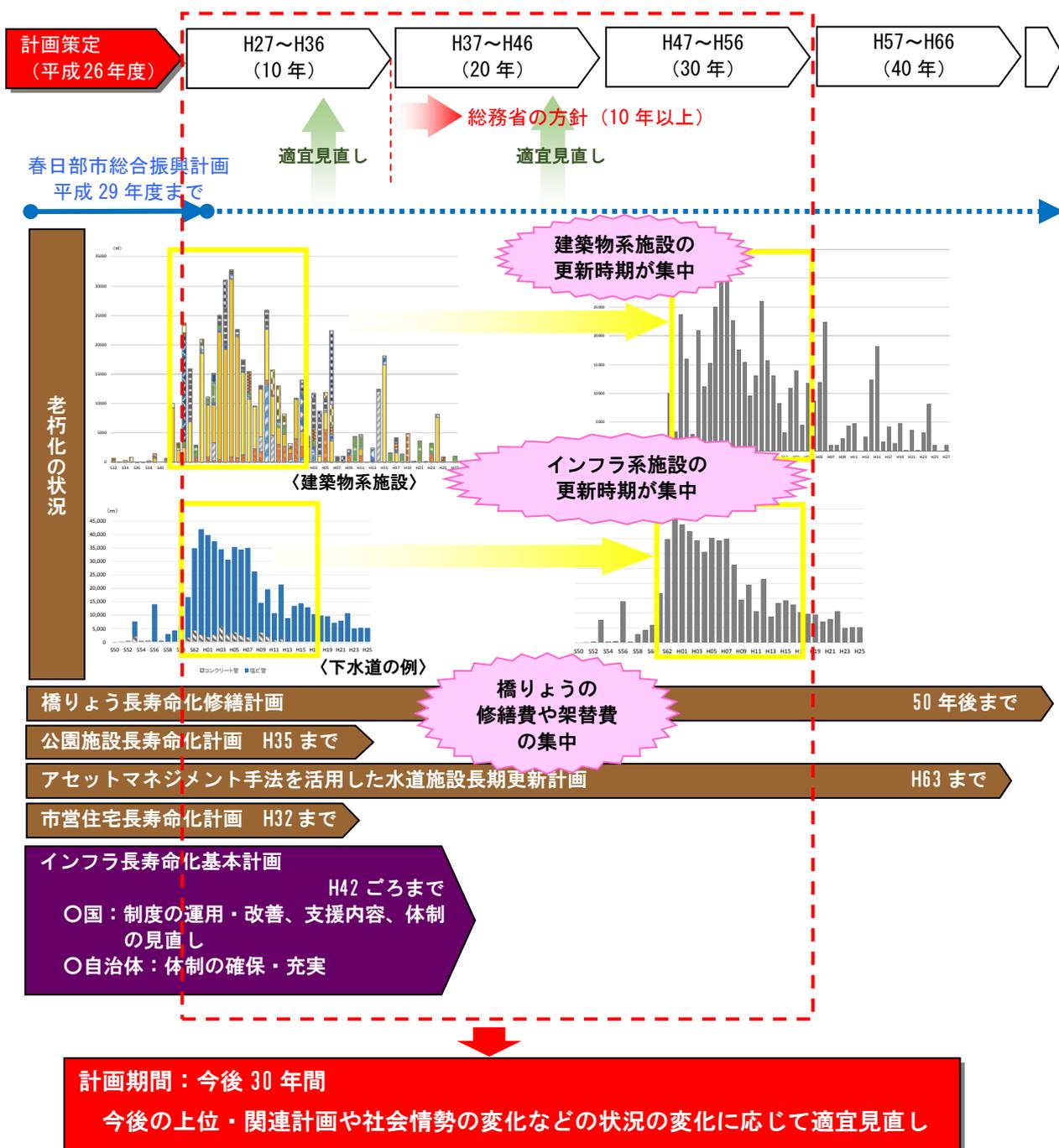


図 2-2 計画期間

## 2-4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

### (1) 取組体制

#### ① 公共施設マネジメント推進体制

平成27年度・平成28年度については、今後の公共施設の再編・再配置に向けた指針となる「春日部市公共施設マネジメント基本計画」を策定する予定です。策定に当たっては、副市長、関係部長級職員で構成され、基本計画の方向性を検討する「(仮称)公共施設マネジメント庁内検討会議」を設置します。また、庁内検討会議の下部組織として、具体的な再編・再配置案を検討するため、関係次長・課長級職員で構成する「(仮称)公共施設マネジメント庁内検討会議作業部会」を設置し、全庁的に検討する推進体制を構築します。

また、有識者・各種団体代表や市民で構成する「(仮称)公共施設再編審議会」を設置し、専門家や市民の視点から幅広い意見を頂きながら基本計画を策定していく予定です。

その後については、平成29年度に実施計画を作成し、平成30年度からは実施計画を推進していきます。庁内において「実施計画を着実に推進するための組織」を設置し、包括的な財産管理、公共施設等の掌握、公共施設等の再編整備計画策定及び実行、公共施設等総合管理計画の進行管理・見直しを担うものとしします。

#### ② 職員のマネジメント意識の共有

公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。

そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

### (2) 情報の管理と共有

公共施設マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、適宜把握し分析をする必要があります。そのため、従来の施設管理台帳の充実により作成した「施設カルテ」を一元的な情報データベースとして活用するものとし、修繕履歴や建替え等に関する情報を更新していくものとしします。

こうして、一元化されたデータから施設の利用状況等を把握することによって、例えば余裕施設、余剰施設の抽出や、組織の枠を超えた再編・再配置に向けた検討が可能となります。

また、一元管理されたデータを庁内で共有し、施設を評価するためのシステムの導入を検討していくとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。



## 2-5 公共施設等の管理に関する方針

### (1) 建築物系施設の維持管理の方針

建築物系施設の維持管理及び改修・更新は、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なると考えられます。以下では、建築物系施設を建設時期により「旧耐震基準建築物」「新耐震基準前期建築物」「新耐震基準後期建築物」の3つに分類し、それぞれの分類における、点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化、更新の実施方針を整理します。

なお、建築物以外の屋外施設については、適切な点検・診断等により効率的な維持管理に努めます。

#### ①旧耐震基準建築物

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後33年以上が経過している施設を「旧耐震基準建築物」と分類します。これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要な要素のため、必要に応じて耐震診断を実施します。また、耐震性の認められた施設や、既に耐震化が行われている施設については、機能維持に向けた点検・診断を行うとともに、大規模改修を実施するなど、状況により施設を継続して活用していくことも検討します。

なお、耐震性を保有していない施設については、耐震化にかかる費用や利用状況等も考慮しながら、他施設との複合化や統合・廃止、規模縮小等を検討します。

#### ②新耐震基準前期建築物

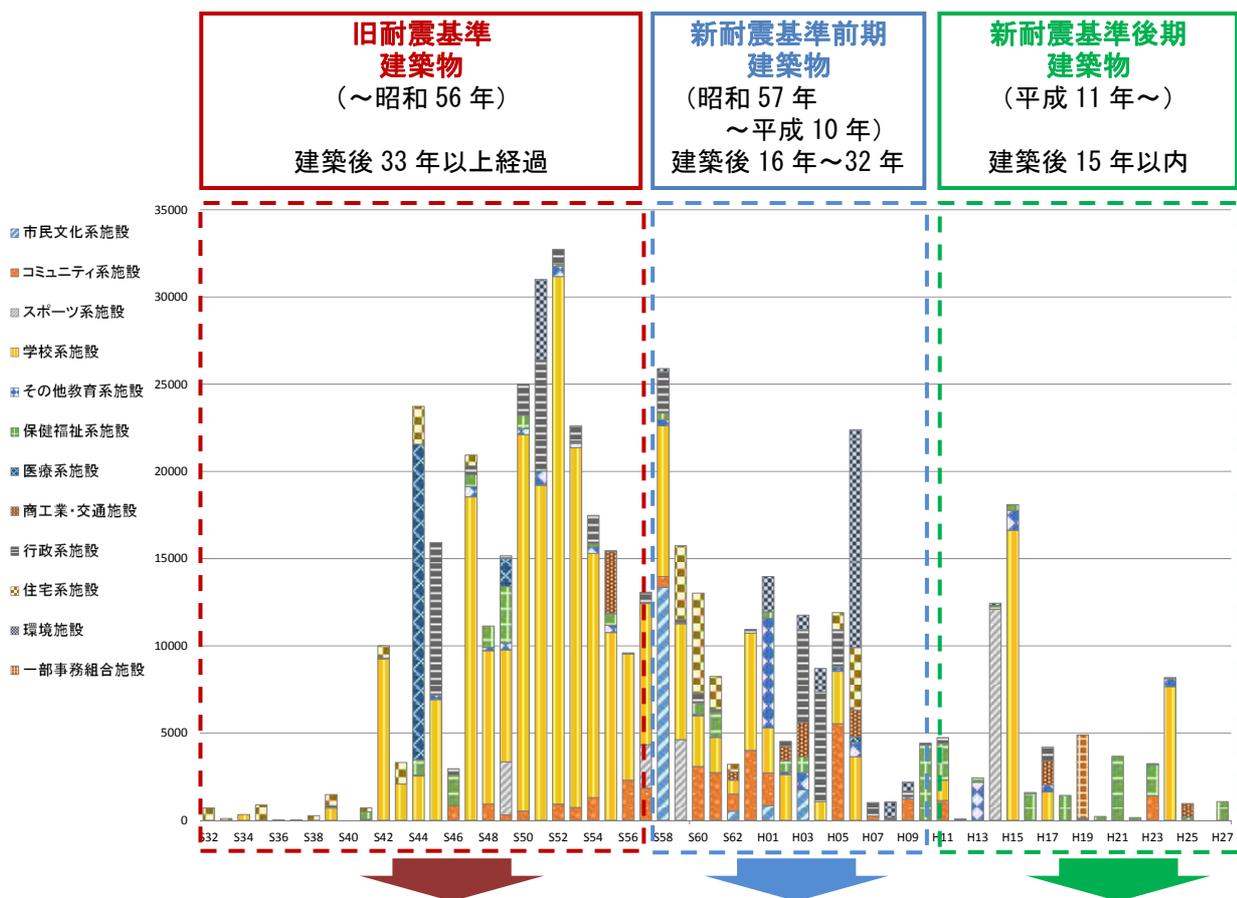
新耐震基準に適合し、昭和57年から平成10年までに建築された施設で、建築後16年から32年経過した施設を「新耐震基準前期建築物」と分類します。

「新耐震基準前期建築物」のうち、昭和50年代に建築された施設は建築後概ね30年が経過しており、既に大規模改修の実施時期を迎えています。今後は、日常点検・定期点検を実施するとともに、利用者の多い施設を中心に劣化調査の実施等により劣化状況を把握し、調査結果を踏まえ大規模改修の実施を検討していきます。あわせて、他施設との複合化等の対象施設としての可能性も検討するものとします。

#### ③新耐震基準後期建築物

新耐震基準に適合し、平成11年以降に建築された施設で、建築後15年以内の施設を「新耐震基準後期建築物」と分類します。

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されます。そのため、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等を実施し、必要に応じて修繕や改修を行います。また、建築後30年を目安に大規模改修の実施を検討していきます。あわせて、他施設との複合化等の対象施設としての可能性も検討するものとします。



点検・診断の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて耐震診断を実施</li> <li>耐震性の認められた施設や既に耐震化が行われている施設は機能維持に向けた点検・診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検・定期点検を実施</li> <li>利用者の多い施設を中心に劣化調査を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期使用を前提として日常点検・定期点検を実施</li> <li>建築後15年を目安に劣化調査の検討</li> </ul>
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果を踏まえ、費用や利用状況等を考慮して耐震化の実施</li> </ul>		
改修・修繕の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化と併せて大規模改修の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に大規模改修の実施時期を迎えている施設は劣化調査を踏まえ、修繕や大規模改修の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検結果を踏まえ、修繕の実施や劣化状況に応じて建築後30年を目安に大規模改修の検討</li> </ul>
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に活用していく施設については大規模改修を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検、劣化調査を踏まえた予防的な修繕を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検、劣化調査を踏まえた予防的な修繕を実施</li> </ul>
更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性を保有していない建物については、耐震化にかかる費用や利用状況等も考慮しながら複合化や統合・廃止、規模縮小等を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記複合化等の可能性を併せて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記複合化等の可能性を併せて検討</li> </ul>

図 2-4 建築物系施設の維持管理の方針

(注) 大規模改修の一つでもある外壁及び屋根防水の修繕周期は、建設後概ね10年～15年を目安とされていることから、建築後15年以内の施設については「新耐震基準後期建築物」とし、16年以上経過した建築物を「新耐震基準前期建築物」と設定した。  
(参考：改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル(国土交通省))

## **(2) インフラ系施設の維持管理の方針**

インフラ系施設は都市の基盤となるものであり、利用者の安全性確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築により効率的な維持管理を推進します。また、このような取り組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

## **(3) 安全確保の実施方針**

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に防災拠点や避難所となる建築物系施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、除去を検討し、対応していきます。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

## **(4) 長寿命化の実施方針**

今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。なお、既に長寿命化計画が策定されている、「橋りょう長寿命化修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」、「アセットマネジメント手法を活用した水道施設長期更新計画」、「市営住宅長寿命化計画」については、各計画の内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、公共施設マネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとします。

## **(5) 統合や廃止の推進方針**

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。検討に当たっては、施設の現状を評価するために必要な各種施設毎の費用の比較による費用対効果や機能の水準、目的への適合性等の指標を用いて、「継続使用」、「改善使用」、「用途廃止」、「施設廃止」等の方向付けを行います。

さらに、その方向付けを踏まえ、施設特性を考慮した市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設及び地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設の維持・効率化等の検討を推進していきます。

### ①市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設

市全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設については、稼働率が低い施設や空きスペースなどの、より活発な利活用を図るため、他用途への転換や他用途との複合化、あるいは同種機能との統合化等を推進していきます。

### ②地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設

地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設については、住民ニーズ、人口動向、施設機能性等を踏まえ、同種施設の統合、用途見直し等を推進していきます。

## （6）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ①市民との情報共有と協働体制の構築

公共施設マネジメントの推進に当たっては、実際に市民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れての検討を伴うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。

そのため、市ホームページを活用した計画の進捗報告や、リーフレットの発行やシンポジウム等の開催により、公共施設に関する情報や課題意識の共有を図ります。

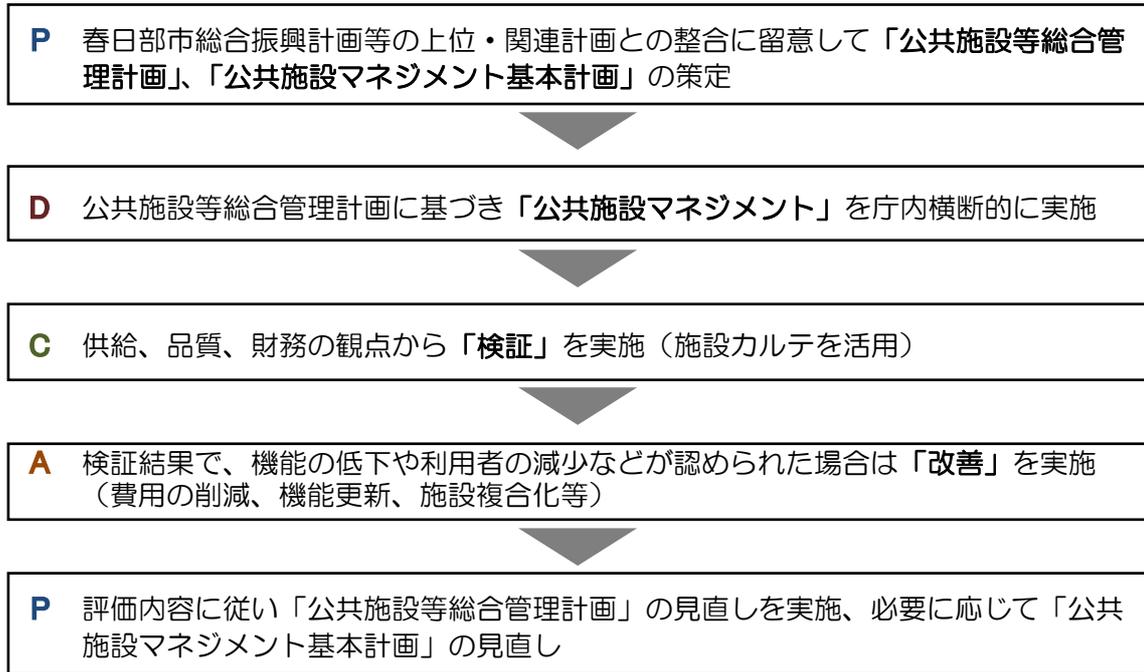
また、市民からの意見を整理して公共施設マネジメントに反映させる仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理のあり方についても検討していきます。

### ②民間活力の活用体制の構築

公共施設マネジメントを推進する上で、運営経費の適正化と市民サービス水準の維持・向上を両立させていくことが大きなテーマです。現在も体育館等の市民利用施設で指定管理者制度を導入していますが、今後とも、PPPやPFIの導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や市民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

## 2-6 フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施します。



以下、D → C → A と循環

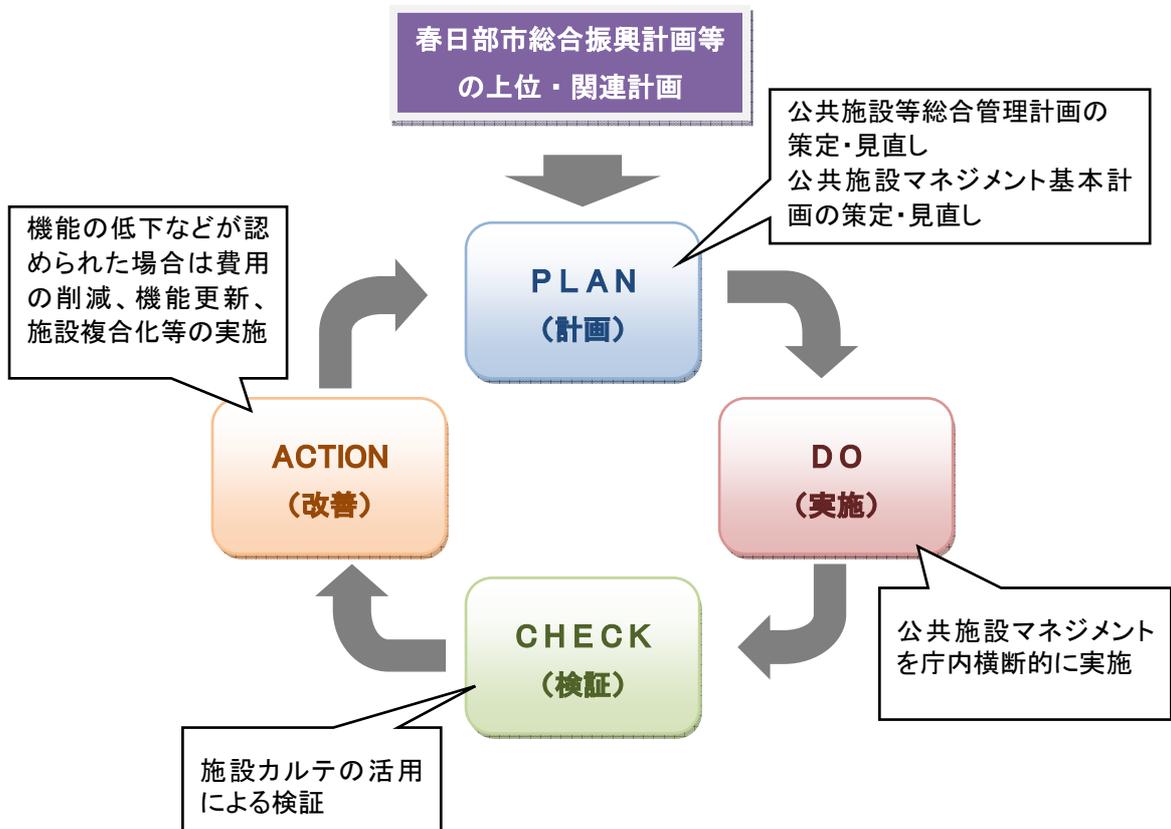


図 2-5 フォローアップの実施方針のイメージ

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する方針

### 3-1 施設類型ごとの管理に関する考え方

第2章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、以下では、建築物系施設、インフラ系施設のそれぞれの施設類型ごとに基本的な方針を整理します。

表中の「基本的な方針」については、P. 25 に示す「(2) 基本方針」に準拠することを前提としつつ、各類型の特性を見定め、例えば、「供給に関する方針」「品質に関する方針」「財務に関する方針」を記載しています。

今後においては、以下に示す基本的な方針を踏まえ、個別施設の公共施設マネジメントを推進していきます。

### 3-2 建築物系施設

建築物系施設の施設類型ごとの基本的な方針を以下に示します。

	施設類型	現状及び課題等	基本的な方針		
			供給に関する方針	品質に関する方針	財務に関する方針
1	市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの施設が新耐震基準の建築物となっています。</li> <li>施設によっては歳出が大きく異なり、施設の平均額を大きく上回る施設がみられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の役割や機能、特性、利用者ニーズを考慮し、維持、複合化、統合化を検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検等の実施による予防保全を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の広告媒体としての活用を進め、安定した財源の確保を図ります。</li> </ul>
2	コミュニティ系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営形態は、概ね直営となっています。</li> <li>施設によって利用者数や歳出額が大きく異なり、施設の平均額を大きく上回る施設がみられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数の少ない施設については、他用途への転換や他用途との複合化、用途廃止、施設廃止等を検討していきます。</li> <li>用途廃止、施設廃止の検討を行う場合には、地域の将来像を見据え、住民の合意形成を図りながら行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>
3	スポーツ系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営形態は、すべて指定管理者となっています。</li> <li>すべての施設が新耐震基準の建築物となっており、避難所に指定されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検等の実施による予防保全を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改修など併せて委託する手法など、更なる民間活力の導入を検討していきます。</li> <li>ネーミングライツなどの仕組みを併せることにより、施設の財源の確保を図ります。</li> </ul>
4	学校系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあります。</li> <li>学校施設は、災害時の避難場所となっています。</li> <li>「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針」に基づき、小中一貫教育及び学校再編に向けた地域協議が行われ、2地区から具申が出されています。</li> <li>耐震補強工事が進められ、小中学校の校舎・体育館の耐震化が間もなく完了する予定です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人口動向を見定めつつ、小中一貫教育の推進及び学校規模の適正化について協議が整った地域から段階的に再編を検討します。</li> <li>余裕教室の状況を把握し、複合利用も視野にいたった有効利用を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の地域の人口動向や児童・生徒数の推移を見定めながら、長寿命化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の維持管理に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。</li> </ul>

	施設類型	現状及び課題等	基本的な方針		
			供給に関する方針	品質に関する方針	財務に関する方針
5	その他教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあり、その他教育系施設についても効率的な利用が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各学校の給食室、給食センターについては、児童・生徒数の減少を踏まえ、官民連携など効率的な給食の仕組みづくりを検討します。</li> <li>■プールについては、児童・生徒数の動向を見極めながら適正な配置や民間事業者との連携を検討します。</li> </ul>	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。
6	保健福祉系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉系施設は、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、その他の福祉施設、保健センター、公衆便所があります。</li> <li>運営形態は直営又は指定管理者となっています。</li> <li>児童発達支援センター及び障がい者福祉施設は、災害時の福祉避難所となっています。</li> </ul>	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。
7	医療系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>春日部市立病院は昭和44年(1969年)に建設された施設であり、現在新病院建設が進められています。</li> </ul>	■地域の中核的医療機関として引き続き機能の維持・充実を図るとともに、適切な施設規模で再整備します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	■エネルギー効率の良い施設整備と運営を推進します。
8	商工業・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業施設としては道の駅、物産展示場、商工振興センターなどがあり、交通施設は駐輪場が8施設立地しています。</li> </ul>	■施設の利用状況を踏まえ、適正な配置を検討します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。
9	行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市庁舎は、昭和45年(1970年)に建設された施設であり、老朽化が著しいことから、移転建替えが検討されています。</li> <li>保安防災施設は旧耐震基準の施設が多数みられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種拠点施設は、複合化を視野に入れた、改修若しくは建て替えを検討していきます。</li> <li>■その他施設に分類される小規模な施設については、施設の活用状況を踏まえながら、用途変更、統廃合、解体等を検討していきます。</li> </ul>	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	■十分な利活用がされていない施設については用途廃止のうえ資産の売却等も検討し、効率的な資産運用を推進します。
10	住宅系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅長寿命化計画が策定されています。</li> </ul>	■人口減少等の社会構造の変化や経済状況、社会情勢に応じた検討を行い修繕・更新等を図ります。	■既に策定されている「市営住宅長寿命化計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直していきます。	
11	環境施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設、し尿処理施設、クリーンセンター、資源選別センター、最終処分場、清掃事務所、植木選定枝葉チップ化施設があります。</li> </ul>	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	■エネルギー効率の良い施設整備と運営を推進します。

	施設類型	現状及び課題等	基本的な方針		
			供給に関する方針	品質に関する方針	財務に関する方針
12	一部事務組合施設	・火葬場及び葬祭場を保有しています。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。
13	大規模公園	・総合公園、地区公園、近隣公園の12公園を対象として公園施設長寿命化計画が策定されています。	<b>■</b> 人口減少等の社会構造の変化への対応を検討し、修繕・更新・集約等を図ります。 <b>■</b> 利用者の理解と協働により集約等を推進していきます。	<b>■</b> 既に策定されている「公園施設長寿命化計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直していきます。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。
14	屋外スポーツ施設			○公園施設長寿命化計画の対象となっていない施設については、建築物系施設の基本方針に準拠します。	
15	交通施設	・自動車駐車場は2施設、自転車駐車場は5施設を有しています。	<b>■</b> 人口減少等の社会構造の変化への対応を検討し、修繕・更新・集約等を図ります。 <b>■</b> 利用者の理解と協働により集約等を推進していきます。	<b>■</b> 計画的な予防保全を検討し、適切な維持管理を図ります。	○建築物系施設の基本方針に準拠します。

### 3-3 インフラ系施設

インフラ系施設の施設類型ごとの基本的な方針を以下に示します。

施設類型	現状及び課題等	基本的な方針		
		供給に関する方針	品質に関する方針	財務に関する方針
1 道路・橋りょう	<p>&lt;道路&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般道路約 1,048km、自転車歩行者道は 3.64km を有しています。</li> <li>年度により投資的経費にバラつきがみられます。</li> <li>長期間未整備となっている都市計画道路を有しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存の道路については、社会構造の変化や経済状況、社会情勢に応じた検討を行い修繕・更新等を図ります。</li> <li>■未整備となっている都市計画道路については、施設の役割や機能、特性、利用者ニーズにより整備の優先度を検討するなど、円滑で効率的・効果的な道路整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画的な予防保全を検討し、適切なメンテナンスサイクルの確立を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>
	<p>&lt;橋りょう&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>橋りょう長寿命化修繕計画が策定されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■5年に1度実施する定期点検の結果を踏まえて、経済状況や社会情勢に応じた検討を行い修繕、更新等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既に策定されている「橋りょう長寿命化修繕計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</li> <li>■「橋りょう長寿命化修繕計画」の対象となっていない施設については、定期点検により状況把握を行い、適切な維持管理をしていきます。</li> </ul>	
2 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川約 972km を有しています。</li> <li>各揚排水機場は建築後約 30 年を経過し各機器類も老朽化や劣化が著しい状況です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>
3 上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道普及率は 99% となっています。</li> <li>アセットマネジメント手法を活用した水道施設長期更新計画が策定されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会構造の変化や経済状況、社会情勢に応じた検討を行い修繕・更新等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既に策定されている「アセットマネジメント手法を活用した水道施設長期更新計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</li> </ul>	
4 下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道普及率は 85.9%、下水道接続率は 94.8% となっています。[平成 25 年度末時点]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>
5 公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合公園、地区公園、近隣公園の 14 公園を対象として公園施設長寿命化計画が策定されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会構造の変化への対応を検討し、修繕・更新等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既に策定されている「公園施設長寿命化計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園施設長寿命化計画の対象となっていない施設については、インフラ系施設の基本方針に準拠します。</li> </ul>	